



新株式発行及び自己株式処分並びに 株式売出届出目論見書

平成30年3月

HEROZ株式会社

- 1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式532,786千円（見込額）の募集及び株式93,912千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成30年3月15日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。
- 2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行及び自己株式処分並びに
株式売出届出自目論見書

HEROZ株式会社

東京都港区芝五丁目31番17号 PMO田町2F

本ページ及びこれに続く図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。

詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1

事業の概況



当社のAI技術は、将棋、囲碁、バックギャモン、チェスといった頭脳ゲームAI開発の過程で蓄積されました。具体的には、ビッグデータと呼ばれる、従来のデータ処理技術では処理することが困難であると考えられる膨大なデータ群から、機械学習^(注2)等の技術に基づいて重要な示唆を導き出す技法になります。例えば、将棋AIの開発においては、過去のプロ棋士の棋譜を活用した機械学習の導入以降、評価関数と呼ばれる局面の優劣を判断する関数の精度が大幅に向上了し、コンピューター将棋の棋力の向上が見られました。

現在は、このような手法に加えて、深層学習（ディープラーニング）^(注3)や強化学習^(注4)といった手法を実施しながら、日々AIの精度を向上させております。当社では、このAI技術を汎用化し、「HEROZ Kishin」として様々な領域の事業会社に対して適用しております。

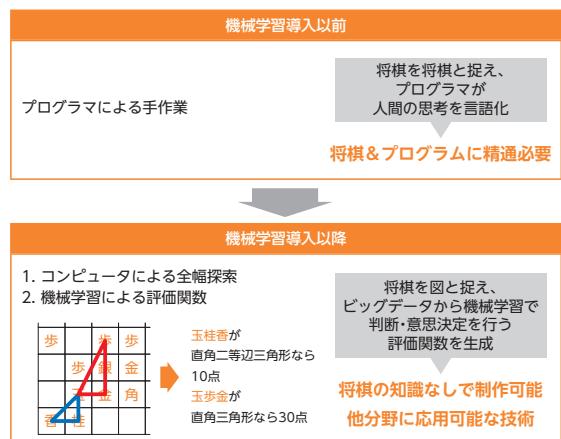
第9期 (平成29年4月期)	
売上高	営業利益
8.8 億円	0.9 億円

第10期第3四半期累計期間(平成30年1月期)の売上高は8.7億円、営業利益3.1億円となっております。

AI(BtoB)サービスにおいては、当社AI技術を集約した「HEROZ Kishin」に関わる業務の標準化を続けております。

資本業務提携先等の事業会社に提供し、初期設定フィーと継続フィーともに収益を伸ばしております。

当社は、「驚きを心に」をコンセプトとして、人々の生活が便利に楽しくなるように、人工知能(以下「AI」^(注1))という)を活用したサービスを、スマートフォン等で展開したり、企業向けに提供したりしております。当社では将棋AIの研究に取り組み続け、当社エンジニアが開発したAIが史上初めて現役プロ棋士や現役将棋名人に勝利するなどの実績を残してきました(左図:当社エンジニアによる将棋AIと現役将棋名人の対戦風景)。また、2015年10月には、情報処理学会から「コンピューター将棋プロジェクトの終了宣言」が出されており、AIが日進月歩で進化していることが示されております。



第9期(平成29年4月期)の売上高は8.8億円、営業利益0.9億円でした。

当社エンジニアが開発し、プロ棋士に勝利した将棋AIを搭載したスマートフォンアプリ「将棋ウォーズ」が引き続き安定した収益を上げました。また、BtoB領域においては、前事業年度に引き続き当社AI技術を「HEROZ Kishin」として本格的に提供を開始するなど、社内リソースのシフトに取り組みました。

第10期第3四半期累計期間 (平成29年5月～平成30年1月)	
売上高	営業利益
8.7 億円	3.1 億円

(注) 1. 人工知能(AI)とは、コンピュータープログラムを用いて、人間と同等の知的能力を実現させるための基礎技術及びシステムとなります。

(注) 2. 機械学習とは、人間が有する学習能力に類似した機能をAIに持たせることにより、AIが自動的に学習し進化するための手法となります。具体的には、教師データ(学習の元になるデータ)に基づいて機械学習することで、未知の状況においても、学習により構築したパターンに基づいて、AIが精度の高い判断を行なうことが可能になります。

(注) 3. 深層学習(ディープラーニング)とは、入力に対して出力を決める処理の層を深く(ディープ)したニューラルネットワーク(人間の脳機能を模倣することで効率の良い学習を施すことができる数学モデル)を用いることで、教師データが持つ特徴を手作業ではなくコンピュータープログラムが抽出し、精度向上を目指す機械学習の一手法となります。

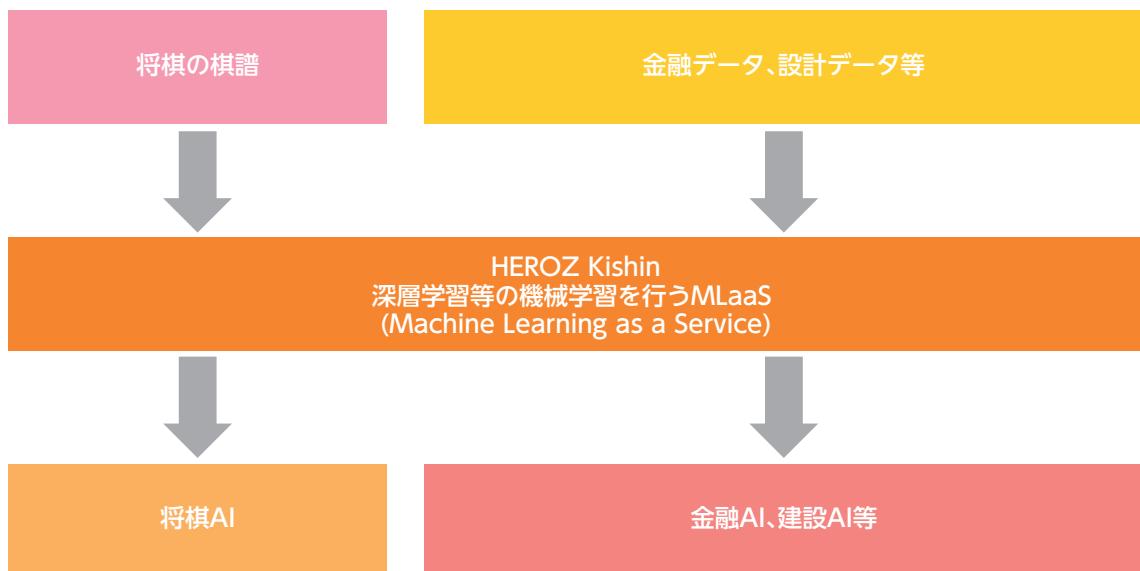
(注) 4. 強化学習とは、明確な教師データが与えられない環境において、コンピュータープログラムが試行錯誤によってその価値を最大化するように振る舞う、機械学習の一手法となります。

【「HEROZ Kishin」について

当社では、各産業におけるAI構築ノウハウを蓄積するとともに、「HEROZ Kishin」と呼ばれるMLaaS (Machine Learning as a Service) (注5)によって、将棋AIで培ったAI技術の標準化を進めております。このMLaaSを活用することで、インプットするデータを変えるだけで、幅広い産業で様々な課題に対して、AIサービスを提供できる体制の構築が可能となります。

また、各産業に対してAIサービスを提供する際には、大規模サーバ構築を含む包括的なAIサービスの提供体制を構築することにより、安定した収益となるように努めております。

(注)5. MLaaS (Machine Learning as a Service) とは、機械学習を標準化して提供することができるサービスになります。



なお、「HEROZ Kishin」には下図のような機能別エンジンがあり、それぞれのエンジンをカスタマイズしたり組み合わせたりすることで、顧客ニーズに合わせて効率的に提供することが可能となります。



当社は、AI関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりませんが、主たるサービスの特徴を分類すると、(1) AIをBtoCビジネスとして展開する「AI(BtoC) サービス」、及び(2) AIをBtoBビジネスとして展開する「AI(BtoB) サービス」になります。それぞれの収益は、AIサービスの使用料やスマートフォンアプリでの有料課金収入となります。

(1) AI(BtoC) サービス

当社ではAIを活用したアプリケーションを、主に、Google Inc.が運営するGoogle PlayやApple Inc.が提供するApp Store等世界標準のプラットフォーム^(注6)を通じてBtoCサービスとして展開しており、収益はそれらの有料課金収入が中心となります。またアプリケーションの運営効率化のためにもAIを活用しております。現在提供しているアプリケーションの特徴としては、当社の戦略的な重点分野であるAIの活用に加えて、リアルタイムオンライン対戦技術を活用したサービスとしていることが挙げられます。一般的には、スマートフォン端末においては、通信遅延の問題等によりリアルタイムオンライン対戦は困難とされておりますが、当社では同時対戦型アプリケーションの豊富な開発経験をもとに高品質なリアルタイムオンライン対戦をユーザーに提供することが可能となっております。

(注)6. プラットフォームとは、ソフトウェアやハードウェアを動作させるために必要な、基盤となるハードウェアやOS、ミドルウェア等のことを指します。また、それらの組み合わせや設定、環境のこと、Google Inc.が運営するGoogle Play及びApple Inc.が提供するApp Store等が含まれます。

主要なサービスは「将棋ウォーズ」になります。

アプリケーション

将棋ウォーズ

内 容

会員数420万人以上を誇る世界最大のスマートフォン将棋ゲームアプリ(日本将棋連盟公認)で、現代特有のAIとグラフィックや音楽により、ユーザーは新しい将棋の世界観の中で全世界のプレイヤーとオンライン同時対戦が可能です。Google PlayやApp Store等のプラットフォームを主として展開しております。本アプリにおいては、ユニークなAI課金を行っております。これは、ユーザーがオンライン対戦しているときに、アプリ内で「棋神」と呼ばれる、当社エンジニアが開発したAIである「Ponanza」が、ユーザーに代わって指し手を進めてくれる機能になり、5手120円でユーザーに販売しております。また、終局後には「Ponanza」が算出する評価関数に基づいてプレイ中の分析結果を振り返ることもでき、棋力向上に役立てることができます。日本将棋連盟公認の免状・認定状(六段～5級)申請も可能となっており、将棋の全国大会の予選にて使われることもあります。

また、民放キー局のAIをテーマにしたテレビドラマで使用等、各種メディアとの連携を強化しています。



(2) AI(BtoB) サービス

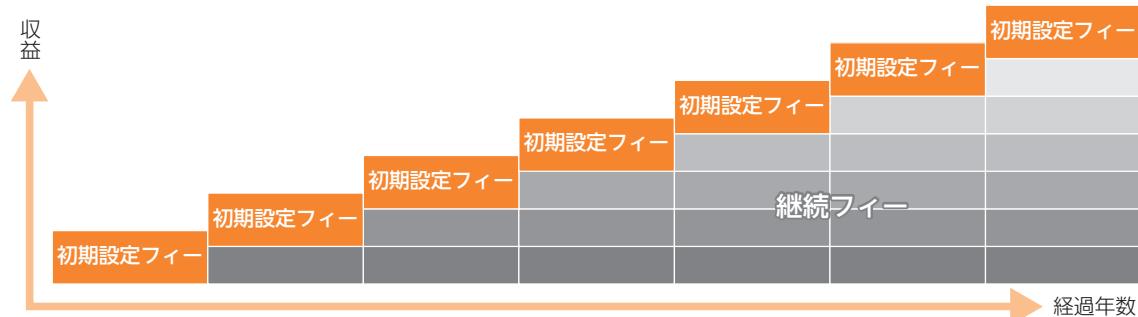
将棋や囲碁といった頭脳ゲームにおけるAI開発では、深層学習等の機械学習を活用しておりますが、こうしたAI開発の手法の根幹となるのは、ニューラルネットワークという人間の脳を模した学習システム等の汎用性の高い技術になります。したがって、将棋等のAI開発で蓄積したAI関連の技術を活用することにより、インプットとなるデータを変えることで頭脳ゲーム以外の問題を解決することが可能となっております。このAI(BtoB) サービスにおいては、様々な領域の事業会社に対してAIサービスを提供しており、当社のAIが高い付加価値を創出できることが実証しております。

当社では、「HEROZ Kishin」を活用したAIサービス提供に際しては、大規模サーバ構築を含む包括的なAIサービスの提供体制を構築することにより、安定した収益を獲得するように努めております。また、各産業を代表する事業会社と資本を含む提携を実施することで、長期的な視点に立ち継続的にデータを活用した学習を行うことが可能となっております。

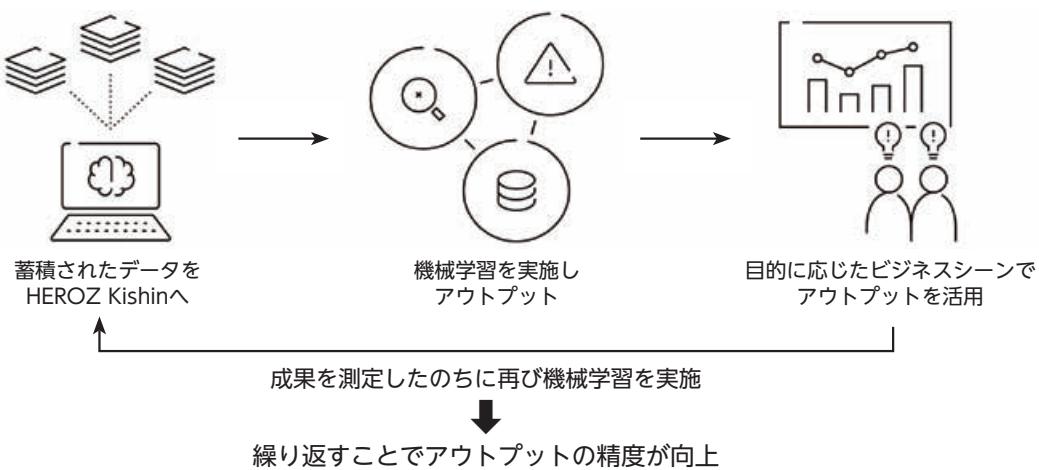
なお、具体的には下表領域について、その初期設定から運用・継続学習フェーズにおいて、AIサービスを提供しております。

領 域	提供しているAIの内容	使用エンジン
金融	株価等の市場予測を行うAIや、ユーザーの投資行動を分析し投資パフォーマンス向上に資するフィードバックを行うAI	予測エンジン 分類エンジン
建設	物件の構造や類似物件の設計情報等を活用して最適な構造設計を行うAI	分類エンジン 最適解探索エンジン
人材	求職者と求人企業のマッチング精度を向上させるAI	分類エンジン 配置最適化エンジン
品質管理	サイト分析からテスト工程の生成・実行といったソフトウェア検証(デバッグ)を行うAI	分類エンジン 異常検知エンジン 画像認識エンジン
ロボット	ロボットを効率良く動かし目的を達成するAI	予測エンジン 経路最適化エンジン 画像認識エンジン
エンターテイメント	機械学習により頭脳ゲームにおいてユーザーの対戦相手となるAI、ユーザーの行動分析を行いその精度やユーザーの継続率を向上させるAI	頭脳ゲームエンジン ゲーム開発エンジン
その他 (メディア領域等)	右記機能別エンジンを組み合わせたAI	予測エンジン 配置最適化エンジン等

収益構造は、以下のように初期設定フェーと継続フェーの2種類になります。

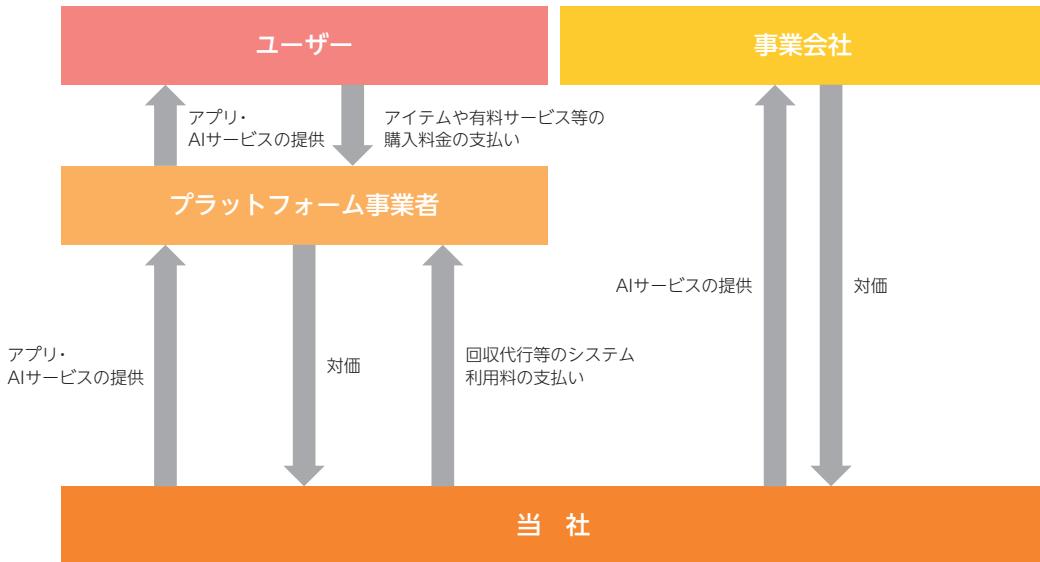


AIは、継続的にデータを入力し、その結果をフィードバックして機械学習を続けることにより、その精度が高まっていくという性質を持つため、当社のAIサービスを活用しているユーザーには継続利用するインセンティブが働くことになります。



事業系統図

当社の事業系統図は以下のとおりであります。



3 経営戦略の現状と見通し

AIは日進月歩の高度な技術ですが、当社には本分野の最先端の知見を有する者が多数所属しております。当社では、将棋AI研究で培った機械学習ノウハウを蓄積した「HEROZ Kishin」によるAIサービスをBtoB領域で拡大していく予定です。



AI実装のプロダクト創出 & 現実的な開発・運営を実現

- 頭脳ゲームのAI開発により、深層学習(ディープラーニング)等機械学習のノウハウを蓄積
- 当社エンジニアがコンピューター将棋の実力を競う大会で優勝(世界トップレベルの実績)
 - ✓ マシンスペックが規定された大会で実績を残し、効率的に動くアルゴリズム構築能力の優位性を証明
- 課題に応じて多数の手法の中から最適な手法を選択し、AIモデルを構築するノウハウを蓄積
- 金融機関等との協業により、AIの他産業への横展開ノウハウを蓄積

経営戦略としては、引き続き当社の強みが活き、かつ今後の拡大が見込まれるAI関連市場に経営資源を投入していく所存です。具体的には、①AIを活用したBtoC領域で引き続き安定的な収益を伸ばす、②「HEROZ Kishin」によるAIサービスをBtoB領域で伸ばす、③パートナーシップ戦略、④知財戦略、⑤人材採用、の5点に注力することで競争優位性を保ち、持続的な成長を目指します。

△ 提出会社の経営指標等

(単位:千円)

回 次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期 第3四半期
決 算 年 月	平成25年4月	平成26年4月	平成27年4月	平成28年4月	平成29年4月	平成30年1月
売上高	507,410	1,315,447	1,193,663	1,155,693	877,623	871,896
経常利益又は経常損失(△)	58,976	102,698	△18,239	△23,035	94,352	303,948
当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)	36,860	70,009	△9,697	△87,007	94,062	223,938
持分法を適用した場合の投資利益	—	—	—	—	—	—
資本金	55,000	61,350	61,350	61,350	61,350	111,350
発行済株式総数 (株)	2,000	3,200,000	3,200,000	3,200,000	3,200,000	3,288,339
純資産額	121,428	205,121	193,740	106,733	74,795	765,338
総資産額	223,102	329,188	478,066	464,301	363,814	985,329
1株当たり純資産額 (円)	60,364.22	63.57	60.54	33.35	25.79	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)
1株当たり当期(四半期)純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額(△)	18,430.38	22.24	△3.03	△27.19	29.44	75.82
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	28.51	71.90
自己資本比率 (%)	54.1	61.8	40.5	23.0	20.6	77.7
自己資本利益率 (%)	36.0	43.2	—	—	103.6	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	△138,959	111,250	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	△4,299	2,527	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	170,000	△171,000	—
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	—	—	—	261,989	204,767	—
従業員数 (人)	17	39	67	53	32	—

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有しておりますので記載しておりません。

4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

5. 第5期、第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しております。

第7期及び第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しております。

6. 第7期、第8期における自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しております。

7. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しております。

8. 当社は第8期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第5期から第7期までのキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しております。

9. 第8期及び第9期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しております。金融商品取引法第193条の第2項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。また、第10期第3四半期の四半期財務諸表については、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の第2項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの四半期レビューを受けております。

なお、第5期、第6期及び第7期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の第2項の規定に基づく有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

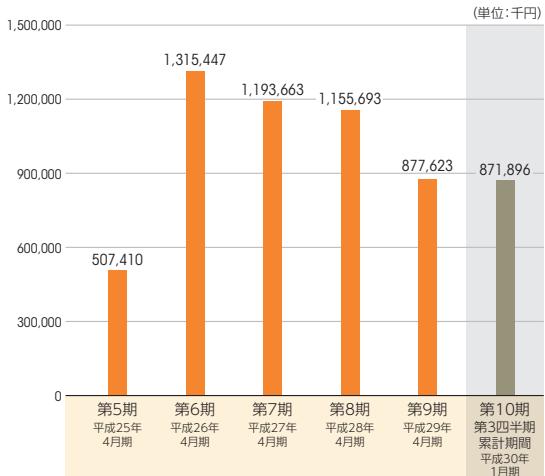
10. 第10期第3四半期における売上高、経常利益、四半期純利益、1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、第10期第3四半期累計期間の数値を、資本金、発行済株式総数、純資産額、総資産額及び自己資本比率については、第10期第3四半期会計期間末の数値を記載しております。

11. 当社は平成26年4月25日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)を算定しております。

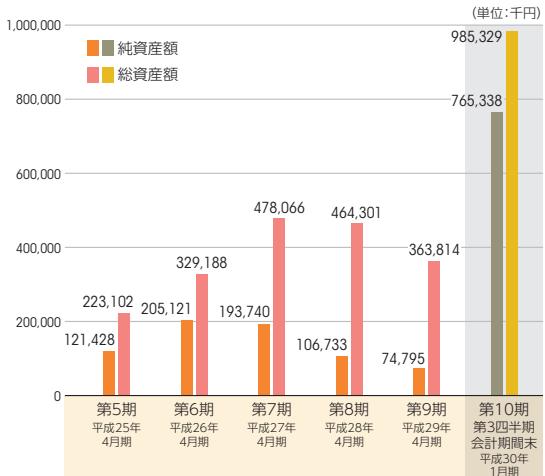
12. 当社は平成26年4月25日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」の作成上の留意点について(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第5期、第6期及び第7期の数値(1株当たりの配当額についてはすべての数値)については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回 次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決 算 年 月	平成25年4月	平成26年4月	平成27年4月	平成28年4月	平成29年4月
1株当たり純資産額 (円)	60.36	63.57	60.54	33.35	25.79
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△)	18.43	22.24	△3.03	△27.19	29.44
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	28.51
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)

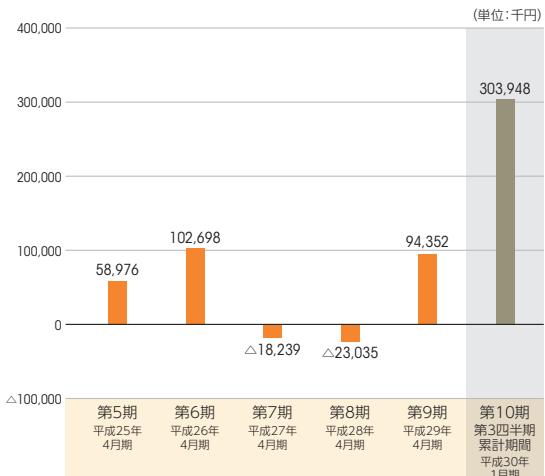
売上高



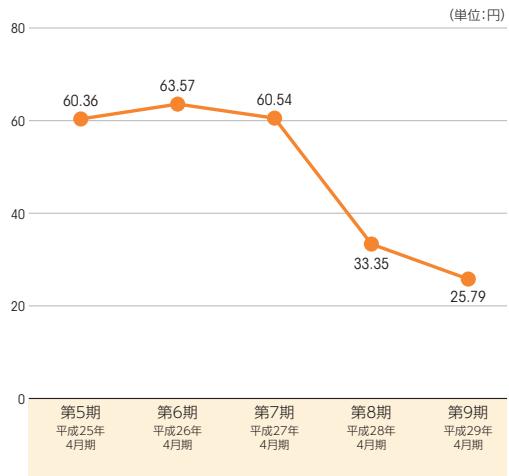
純資産額／総資産額



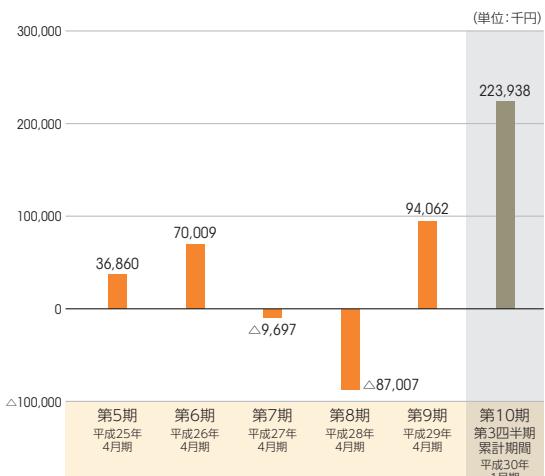
経常利益又は経常損失(△)



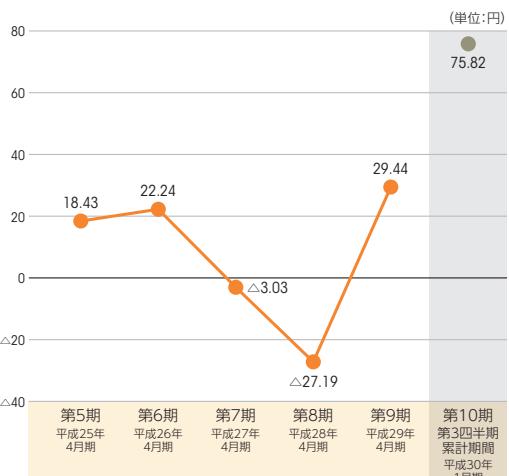
1株当たり純資産額



当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)



1株当たり当期(四半期)純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額(△)



(注) 1. 当社は平成28年に収益性の低いモバイルアプリの運営を停止いたしました。その結果、第9期の売上高は減少しております。

2. 当社は平成26年4月25日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。上記では、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

目次

	頁
表紙	
第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	5
第2 売出要項	6
1. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	6
2. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	6
募集又は売出しに関する特別記載事項	7
第二部 企業情報	9
第1 企業の概況	9
1. 主要な経営指標等の推移	9
2. 沿革	11
3. 事業の内容	12
4. 関係会社の状況	16
5. 従業員の状況	16
第2 事業の状況	17
1. 業績等の概要	17
2. 生産、受注及び販売の状況	18
3. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	19
4. 事業等のリスク	21
5. 経営上の重要な契約等	24
6. 研究開発活動	24
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	25
第3 設備の状況	27
1. 設備投資等の概要	27
2. 主要な設備の状況	27
3. 設備の新設、除却等の計画	27
第4 提出会社の状況	28
1. 株式等の状況	28
2. 自己株式の取得等の状況	39
3. 配当政策	40
4. 株価の推移	40
5. 役員の状況	41
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	42

第5 経理の状況	48
1. 財務諸表等	49
(1) 財務諸表	49
(2) 主な資産及び負債の内容	81
(3) その他	82
第6 提出会社の株式事務の概要	83
第7 提出会社の参考情報	84
1. 提出会社の親会社等の情報	84
2. その他の参考情報	84
第四部 株式公開情報	85
第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況	85
第2 第三者割当等の概況	87
1. 第三者割当等による株式等の発行の内容	87
2. 取得者の概況	90
3. 取得者の株式等の移動状況	92
第3 株主の状況	93
[監査報告書]	95

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成30年3月15日	
【会社名】	HEROZ 株式会社	
【英訳名】	HEROZ, Inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 林 隆弘	
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目31番17号 PM0田町2F	
【電話番号】	03-6435-2495 (代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 経営企画部長 浅原 大輔	
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目31番17号 PM0田町2F	
【電話番号】	03-6435-2495 (代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 経営企画部長 浅原 大輔	
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集	532,786,800円
	売出金額 (オーバーラットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し	93,912,000円
	(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。	
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	172,200（注）2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株であります。

(注) 1. 平成30年3月15日開催の取締役会決議によっております。

2. 上記発行数は、平成30年3月15日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数45,500株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数126,700株の合計であります。本有価証券届出書の対象とした募集（以下「本募集」といいます。）のうち自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。なお、発行数については、平成30年4月4日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 本募集に伴い、その需要状況等を勘案した上で、25,800株を上限として、SMB C 日興証券株式会社が当社株主である林隆弘及び高橋知裕（以下「貸株人」と総称します。）より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
これに関連して、当社は、平成30年3月15日開催の取締役会において、本募集とは別に、SMB C 日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式25,800株の新規発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当増資について」をご参照ください。
4. 当社は、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」といいます。）に対し、上記発行数のうち、44,100株を上限として、Collaboration Agreementの締結先であるNetmarble Games Corporationとのさらなる契約関係の強化を目的に、Netmarble Games Corporationの子会社であるネットマーブルジャパン株式会社を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。
なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。
5. 本募集に関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照ください。
6. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【募集の方法】

平成30年4月12日に決定される予定の引受価額にて、引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受価額は平成30年4月4日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額（発行価額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいいます。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング 方式	新株式発行	45,500	140,777,000
	自己株式の処分	126,700	392,009,800
計（総発行株式）	172,200	532,786,800	76,185,200

(注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。なお、本募集における自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。また、平成30年3月15日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、平成30年4月12日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（3,640円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は626,808,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成30年4月13日(金) 至 平成30年4月18日(水)	未定 (注) 4	平成30年4月19日(木)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成30年4月4日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年4月12日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成30年4月4日開催予定の取締役会において決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び平成30年4月12日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「2 募集の方法」に記載の新株式発行に係る発行数で除した金額とし、平成30年4月12日に決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。なお、申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成30年4月20日（以下「上場（売買開始）日」といいます。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに先立ち、平成30年4月5日から平成30年4月11日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は本募集を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 芝支店	東京都港区芝五丁目34番7号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		1. 買取引受けによります。
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		2. 引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として、払込期日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	未定	
いちはじ証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号		
計	—	172,200	—

- (注) 1. 各引受人の引受株式数は、平成30年4月4日に決定する予定であります。
 2. 上記引受人と発行価格決定日（平成30年4月12日）に元引受契約を締結する予定であります。
 3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
576,663,360	8,000,000	568,663,360

- (注) 1. 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、本募集における新株式発行及び自己株式の処分に係るそれぞれの合計額であります。
2. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新株式発行及び自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（3,640円）を基礎として算出した見込額であります。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額568,663千円及び本第三者割当増資の手取概算額上限86,096千円については、以下のとおり充当する予定であります。

- ① 高効率かつ安定的な機械学習アルゴリズムの開発を目的とした計算機クラスタ（複数の計算機を連携させて使用できるようにネットワーク接続した計算機群）の構築のための自社サーバの購入に係る資金として200,000千円（平成31年4月期：200,000千円）
- ② 機械学習や通信トラフィック増加に対応するための外部サーバ費用として266,000千円（平成31年4月期：66,000千円、平成32年4月期：100,000千円、平成33年4月期：100,000千円）
- ③ 高度なアルゴリズム開発のための技術研究に係る研究資金として45,000千円（平成31年4月期：15,000千円、平成32年4月期：15,000千円、平成33年4月期：15,000千円）
- ④ 今後のビジネス拡大のための優秀な新規エンジニア等の人事費及び人材採用教育費として111,000千円（平成31年4月期：39,000千円、平成32年4月期：72,000千円）
- ⑤ 当社サービスの知名度及び認知度向上のための広告宣伝費として9,000千円（平成31年4月期：3,000千円、平成32年4月期：6,000千円）

なお、残額は自社サーバの購入、研究資金、人事費及び人材採用教育費、広告宣伝費の一部として平成33年4月期までに充当する予定です。また、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

- (注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」をご参照ください。

第2【売出要項】

1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	25,800	93,912,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 SMB C日興証券株式会社
計(総売出株式)	—	25,800	93,912,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集に伴い、その需要状況等を勘案した上で行われる、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しがあります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出しに際しては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されています。
3. 本募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）6に記載した振替機関と同一です。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（3,640円）で算出した見込額です。

2【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格（円）	申込期間	申込株数単位（株）	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 平成30年 4月13日(金) 至 平成30年 4月18日(水)	100	未定 (注) 1	SMB C日興証券株式会社の本店及び全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、発行価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. SMB C日興証券株式会社の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の（注）7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は前記「第1 募集要項」における募集株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、SMB C 日興証券株式会社を主幹事会社として東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集に伴い、その需要状況等を勘案し、25,800株を上限として、本募集の主幹事会社であるSMB C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」といいます。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社はSMB C 日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利（以下「グリーンシユーオプション」といいます。）を、平成30年5月18日を行使期限として付与します。

SMB C 日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から平成30年5月18日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C 日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMB C 日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシユーオプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMB C 日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、SMB C 日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、平成30年4月12日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C 日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMB C 日興証券株式会社はグリーンシユーオプションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

3 第三者割当増資について

上記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のSMB C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が平成30年3月15日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 25,800株
(2)	募集株式の払込金額	未定（注）1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。（注）2
(4)	払込期日	平成30年5月23日（水）

- （注）1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件（2）ブックビルディング方式」に記載の本募集における払込金額（会社法上の払込金額）と同一とし、平成30年4月4日開催予定の取締役会において決定します。
2. 割当価格は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件（2）ブックビルディング方式」に記載の本募集における引受価額と同一とし、平成30年4月12日に決定します。

4 ロックアップについて

本募集に関し、貸株人かつ当社役員である林隆弘及び高橋知裕、当社役員かつ当社新株予約権者である浅原大輔、並びに当社新株予約権者である井口圭一、池田立野、山本一成、岩下直人、川嶋直樹、近村学、清田英寿、平岡拓也、伊藤久史、一丸貴則、今井達也、二神権一、鈴木義規、石川明洋、岩元智春、田島龍二、坂井靖弘、石井直樹、大井恵介、及川亮太郎、安藤周作及び窪田慈恵奈は、SMB C日興証券株式会社（以下「主幹事会社」といいます。）に対して、本募集に係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の平成30年10月16日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等を行わない旨を約束しております。

当社株主であるM I Cアジアテクノロジー投資事業有限責任組合、ビッグローブ株式会社、藤野英人及び片山晃は、主幹事会社に対して、本募集に係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して90日目の平成30年7月18日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等（ただし、その売却価格が募集における発行価格又は売出における売出価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社に対し、本募集に係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の平成30年10月16日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割による新株式発行等及びストック・オプションに係る新株予約権の発行を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当に關し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成25年4月	平成26年4月	平成27年4月	平成28年4月	平成29年4月
売上高 (千円)	507,410	1,315,447	1,193,663	1,155,693	877,623
経常利益又は経常損失(△) (千円)	58,976	102,698	△18,239	△23,035	94,352
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	36,860	70,009	△9,697	△87,007	94,062
持分法を適用した場合の投資 利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	55,000	61,350	61,350	61,350	61,350
発行済株式総数 (株)	2,000	3,200,000	3,200,000	3,200,000	3,200,000
純資産額 (千円)	121,428	205,121	193,740	106,733	74,795
総資産額 (千円)	223,102	329,188	478,066	464,301	363,814
1株当たり純資産額 (円)	60,364.22	63.57	60.54	33.35	25.79
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当 額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額又 は1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	18,430.38	22.24	△3.03	△27.19	29.44
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額 (円)	—	—	—	—	28.51
自己資本比率 (%)	54.1	61.8	40.5	23.0	20.6
自己資本利益率 (%)	36.0	43.2	—	—	103.6
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	—	—	—	△138,959	111,250
投資活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	—	—	—	△4,299	2,527
財務活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	—	—	—	170,000	△171,000
現金及び現金同等物の期末残 高 (千円)	—	—	—	261,989	204,767
従業員数 (人)	17	39	67	53	32

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有しておりませんので記載しておりません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
5. 第5期、第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
- 第7期及び第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

6. 第7期、第8期における自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
7. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
8. 当社は第8期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第5期から第7期までのキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
9. 第8期及び第9期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。
なお、第5期、第6期及び第7期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。
10. 当社は平成26年4月25日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額（△）を算定しております。
11. 当社は平成26年4月25日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第5期、第6期及び第7期の数値（1株当たりの配当額についてはすべての数値）については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成25年4月	平成26年4月	平成27年4月	平成28年4月	平成29年4月
1株当たり純資産額 (円)	60.36	63.57	60.54	33.35	25.79
1株当たり当期純利益金額又は1 株当たり当期純損失金額（△） (円)	18.43	22.24	△3.03	△27.19	29.44
潜在株式調整後1株当たり当期純 利益金額 (円)	—	—	—	—	28.51
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

平成21年4月	東京都港区において、「驚きを心に」をコンセプトとして、人々の生活が便利に楽しくなるよう に、インターネットサービスの企画、開発および運営等を目的としてHEROZ株式会社（資本 金500万円）を設立
平成21年8月	株式会社ミクシィ「mixi」向けアプリを複数リリース
平成24年5月	人工知能を活用したスマートフォン向けネイティブアプリ（注1）「日本将棋連盟公認 将棋ウ ォーズ（注2）」をリリース
平成24年12月	株式会社アスキー・メディアワークス（現 株式会社KADOKAWA）との協業により、株式会社ディ ー・エヌ・エー「Mobage」向けアプリ「とある魔術の禁書目録 頂点決戦」をリリース
平成26年4月	人工知能を活用したスマートフォン向けネイティブアプリ「Backgammon Ace」（英語版）をリリ ース
平成26年6月	株式会社KADOKAWAとの協業により、株式会社ディー・エヌ・エー「Mobage」向けアプリ「魔法科 高校の劣等生 スクールマギクスバトル」をリリース
平成26年12月	人工知能を活用したスマートフォン向けネイティブアプリ「CHESS HEROZ」（英語版）をリリー ース
平成28年4月	株式会社ポケモンとの協業により、人工知能を活用したスマートフォン向けネイティブアプリ 「ポケモンコマスター」をリリース
平成28年12月	株式会社バンダイナムコエンターテインメントと人工知能を活用した事業を行うために資本業務 提携を締結
平成29年1月	「ポケモンコマスター」の対応言語に英語を追加し、英語版タイトル「Pokémon Duel」として欧 米やアジアなど新たに64の国と地域で配信開始
平成29年7月	株式会社コーネーテクモゲームス、および株式会社ハーツユナイテッドグループと人工知能を活 用した事業を行うために資本業務提携を締結
平成29年8月	株式会社竹中工務店と人工知能を活用した事業を行うために資本業務提携を実施

(注) 1. ネイティブアプリとは、Google Play StoreやAppStore等のアプリマーケットを通じてダウンロード
し、端末で直接実行可能なプログラムで構成されたアプリケーションソフトになります。

(注) 2. 「将棋ウォーズ」には、人工知能「Ponanza」を搭載しております。当社エンジニア開発の人工知能
「Ponanza」は、平成25年3月「第2回将棋電王戦」において、日本将棋連盟立会の下で史上初めて現
役の将棋プロ棋士に勝利し、また平成29年4月「第2期電王戦」において、史上初めて現役将棋名人に
勝利しております。

3 【事業の内容】

当社は、「驚きを心に」をコンセプトとして、人々の生活が便利に楽しくなるように、人工知能（以下「AI」（注1）という）を活用したサービスを、個人向けには頭脳ゲーム等のアプリケーションとしてスマートフォンやタブレット端末上で展開し、企業向けには様々な領域における機械学習等のAIサービスとして提供しております。当社では将棋AIの研究に取り組み続け、当社エンジニアが開発したAIが史上初めて現役プロ棋士や現役将棋名人に勝利するなどの実績を残してきました。また、これまでに当社が開発してきた「将棋ウォーズ」、「Backgammon Ace」、及び「CHESS HEROZ」といった頭脳ゲーム（思考能力を用いて競うゲーム）に代表されるアプリケーションの開発を通じて蓄積した機械学習（注2）等のAI関連技術は当社のコア技術となっております。当社は一般社団法人「人工知能学会」の賛助会員として最先端の動向を把握するなど、AIを戦略的な重点分野と位置付け、ビジネスを行っております。なお、AIビジネスの国内市場は成長を続けており、2015年は1,500億円となっておりますが、2020年には1兆20億円、2030年には2兆1,200億円にも及ぶとの調査結果もあり（出所：富士キメラ総研「2016 人工知能ビジネス総調査」平成28年11月）、AI関連市場は拡大を続けるものと見込まれております。

当社は、AI関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりませんが、主たるサービスの特徴を分類すると、(1)AIをBtoCビジネスとして展開する「AI（BtoC）サービス」、及び(2)AIをBtoBビジネスとして展開する「AI（BtoB）サービス」になります。それぞれの収益は、AIサービスの使用料やスマートフォンアプリでの有料課金収入となります。AIは、継続的にデータを入力し、その結果をフィードバックして機械学習を続けることにより、その精度が高まっていくという性質を持つため、当社のAIサービスを活用しているユーザーには継続利用するインセンティブが働くことになります。

(1) AI（BtoC）サービス

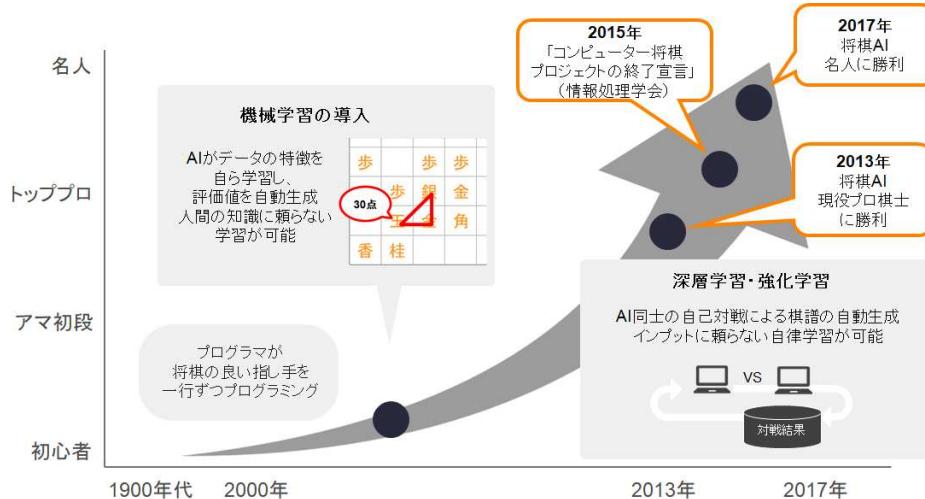
当社のAI技術は、将棋、囲碁、バックギャモン、チェスといった頭脳ゲームAI開発の過程で蓄積されました。具体的には、ビッグデータと呼ばれる、従来のデータ処理技術では処理することが困難であると考えられる膨大なデータ群から、機械学習等の技術に基づいて重要な示唆を導き出す技法になります。例えば、将棋AIの開発においては、過去のプロ棋士の棋譜を活用した機械学習の導入以降、評価関数と呼ばれる局面の優劣を判断する関数の精度が大幅に向上し、コンピューター将棋の棋力の向上が見られました。

図：将棋AI開発について



上図のとおり、機械学習導入以前の将棋AI開発においては、エンジニアによる手作業、つまり最善と考えられる指し手を規定するためのプログラムを一行ずつ記述することによって、AIを開発することが一般的でした。しかしながら、手作業によるプログラミングでは将棋AIの棋力向上には限界がありました。そこで、より精度が高い将棋AIを高効率に開発するために機械学習が導入されることになりました。機械学習を用いることにより、コンピューターが過去のプロ棋士の棋譜データを自ら反復学習し、パラメーター調整等を自動で行いながら、手作業では記述しきれない精緻なプログラムを構築することが可能となりました。その結果、当社エンジニアが開発した将棋AIが2013年に現役プロ棋士に、また2017年には現役将棋名人に勝利することとなりました。また、2015年10月には、情報処理学会から「コンピューター将棋プロジェクトの終了宣言」が出されており、AIが日進月歩で進化していることが示されています。

図：将棋AI分野での機械学習の適用とその進歩



現在は、このような手法に加えて、深層学習（ディープラーニング）（注3）や強化学習（注4）といった手法を実施しながら、日々AIの精度を向上させております。

当社ではこのAIを活用したアプリケーションを、主に、Google Inc. が運営するGoogle PlayやApple Inc. が提供するApp Store等世界標準のプラットフォーム（注5）を通じてBtoCサービスとして展開しており、収益はそれらの有料課金収入が中心となります。またアプリケーションの運営効率化のためにもAIを活用しております。現在提供しているアプリケーションの特徴としては、当社の戦略的な重点分野であるAIの活用に加えて、リアルタイムオンライン対戦技術を活用したサービスとしていることが挙げられます。一般的には、スマートフォン端末等においては、通信遅延の問題等によりリアルタイムオンライン対戦は困難とされておりますが、当社では同時対戦型アプリケーションの豊富な開発経験をもとに高品質なリアルタイムオンライン対戦をユーザーに提供することが可能となっております。主要なサービスの内容は下表の通りとなります。

アプリケーション	内容
将棋ウォーズ	会員数420万人以上を誇る世界最大のスマートフォン将棋ゲームアプリ（日本将棋連盟公認）で、現代特有のAIとグラフィックや音楽により、ユーザーは新しい将棋の世界観の中で全世界のプレイヤーとオンライン同時対戦が可能です。Google PlayやApp Store等のプラットフォームを主として展開しております。本アプリにおいては、ユニークなAI課金を行っております。これは、ユーザーがオンライン対戦しているときに、アプリ内で「棋神」と呼ばれる、当社エンジニアが開発したAIである「Ponanza」が、ユーザーに代わって指し手を進めてくれる機能になり、5手120円でユーザーに販売されております。また、終局後には「Ponanza」が算出する評価関数に基づいてプレイ中の分析結果を振り返ることもでき、棋力向上に役立てるすることができます。日本将棋連盟公認の免状・認定状（六段～5級）申請も可能となっており、将棋の全国大会の予選にて使われることもあります。 また、民放キー局のAIをテーマにしたテレビドラマで使用等、各種メディアとの連携を強化しています。
Backgammon Ace	AIとグラフィックを駆使したバックギャモンのスマートフォンアプリで、Google PlayやApp Store等のプラットフォームを主として展開しております。ユーザーは世界中のプレイヤーとオンライン同時対戦やAIが算出する評価関数に基づく最善手やプレイの分析結果を知ることができます。
CHESS HEROZ	AIを最大限に活かし、快適・スピーディーなオンライン対戦を提供するチェスアプリで、Google PlayやApp Store等のプラットフォームを主として展開しております。華麗なグラフィックと洗練されたユーザーインターフェイスの下、世界中のプレイヤーといつでもどこでも対戦することができます。AIが算出する評価関数に基づくベスト・ムーブやプレイの分析結果を知ることができます。
ポケモンコマスター	ポケットモンスター（ポケモン）の魅力的なキャラクターと強力なAIが融合した新しいボードゲームです。株式会社ポケモンとの協業により、平成28年4月にGoogle Play版とApp Store版をリリースしております。平成29年1月には対応言語に英語を追加し、「Pokémon Duel」として世界64の国と地域で配信を開始しております。

(2) AI (BtoB) サービス

将棋や囲碁といった頭脳ゲームにおけるAI開発では、深層学習等の機械学習を活用しておりますが、こうしたAI開発の手法の根幹となるのは、ニューラルネットワークという人間の脳を模した学習システム等の汎用性の高い技術になります。したがって、将棋等のAI開発で蓄積したAI関連の技術を活用することにより、インプットとなるデータを変えることで頭脳ゲーム以外の問題を解決することが可能となっております。このAI (BtoB) サービスにおいては、様々な領域の事業会社に対してAIサービスを提供しており、当社のAIが高い付加価値を創出できることが実証されております。

当社ではAIサービス提供にあたっては、金融等の各業界に当社AI基盤技術を複製してBtoB向けAIを提供しておりますが、精度の高いAIサービスを提供するためには、各業界に蓄積されたデータを継続的に機械学習する必要があります。そのため、当社では積極的にパートナーシップ戦略を実行しております。すなわち、資本を含む提携を各産業を代表する事業会社と実施することで、長期的な視点に立ち継続的にデータを活用した学習を行うことが可能となっております。

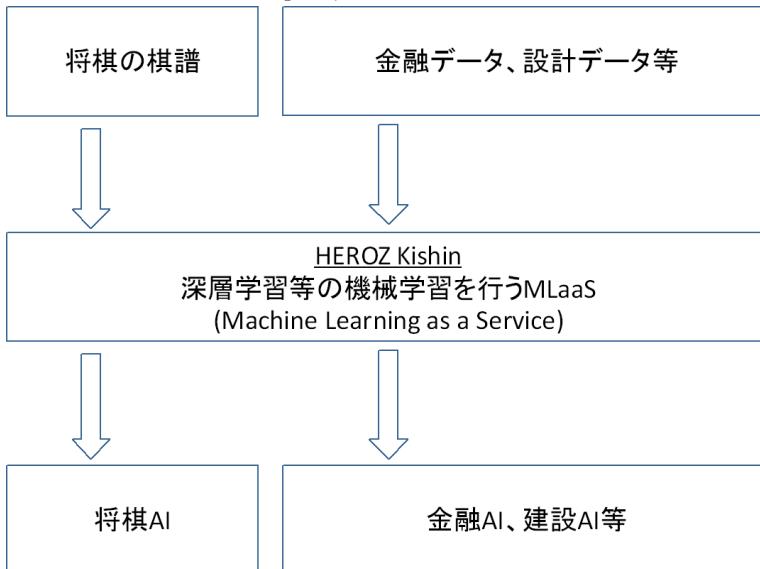
なお、具体的には下表領域について、その初期設定から運用・継続学習フェーズにおいて、AIサービスを提供しております。

領域	提供しているAIの内容	使用エンジン
金融	株価等の市場予測を行うAIや、ユーザーの投資行動を分析し投資パフォーマンス向上に資するフィードバックを行うAI	予測エンジン 分類エンジン
建設	物件の構造や類似物件の設計情報等を活用して最適な構造設計を行うAI	分類エンジン 最適解探索エンジン
人材	求職者と求人企業のマッチング精度を向上させるAI	分類エンジン 配置最適化エンジン
品質管理	サイト分析からテスト工程の生成・実行といったソフトウェア検証（デバッグ）を行うAI	分類エンジン 異常検知エンジン 画像認識エンジン
ロボット	ロボットを効率良く動かし目的を達成するAI	予測エンジン 経路最適化エンジン 画像認識エンジン
エンターテイメント	機械学習により頭脳ゲームにおいてユーザーの対戦相手となるAI、ユーザーの行動分析を行いその精度やユーザーの継続率を向上させるAI	頭脳ゲームエンジン ゲーム開発エンジン
その他 (メディア領域等)	後述の機能別エンジンを組み合わせたAI	予測エンジン 配置最適化エンジン等

収益構造については、AIの提供開始時において、顧客から初期設定料を受領し、その後、継続する顧客から月次で継続料を受領する収益構造を基本としております。すなわち、当社のビジネスモデルはフロー収入となる初期設定料に加えて継続料を得ているストック型ビジネスとなります。また、AIの性質上、機械学習を継続するほどその精度が向上することから、顧客にとっては当社AIサービスを継続使用するインセンティブが働くため、当社は安定した収益基盤を確保することが可能となります。

また、各産業におけるAI構築ノウハウを蓄積するとともに、「HEROZ Kishin」と呼ばれる社内専用MLaaS (Machine Learning as a Service) (注6) を備えるなど、将棋AIで培ったAI技術の標準化が進んできており、インプットするデータを変えるだけで幅広い産業で様々な課題に対して効率的にAIサービスを提供できる体制構築を進めております。このMLaaSを活用して、各産業に対して上述のAIの提供を行っております。そして、AIサービス提供に際しては、大規模サーバ構築を含む包括的なAIサービスの提供体制を構築することにより、安定した収益を獲得するように努めております。

図：MLaaS 「HEROZ Kishin」 の仕組み



なお、「HEROZ Kishin」には下表のような機能別エンジンがあり、それぞれのエンジンをカスタマイズしたり組み合わせたりすることで、前述の領域における顧客ニーズに合わせて効率的に提供することが可能となります。

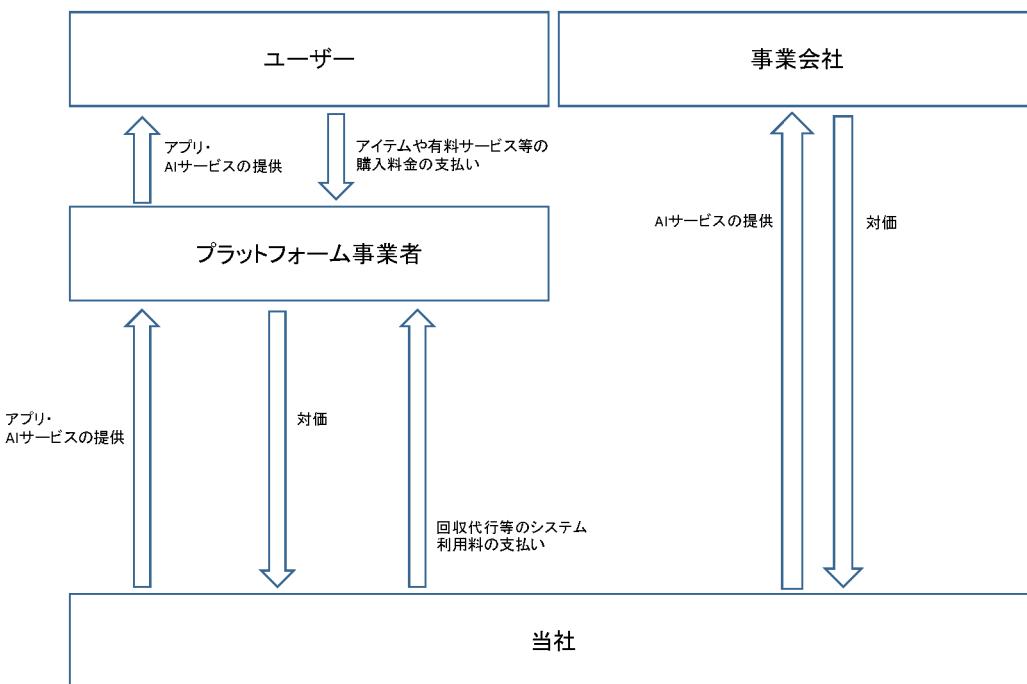
頭脳ゲームエンジン	将棋・囲碁・麻雀・ポーカー・チェス・バックギャモン等の頭脳ゲームをはじめ、その他ゲームにも適応できるエンジンです。
予測エンジン	過去の蓄積データをもとに未来を予測し、与信判断や株価予測・ユーザー購買予測を行うエンジンです。
分類エンジン	様々なデータの特徴を理解し、適切なカテゴリに分類するエンジンです。
異常検知エンジン	センサーデータや数値の時系列データを解析し、通常状態では見られない、異常状態を特定し、アラートをかけるエンジンです。
経路最適化エンジン	複数の制約条件のもとで目標までの最適な経路を探索し、状況に適した最適な経路を発見するエンジンです。
配置最適化エンジン	複数の制約条件のもとで、定められた評価軸に対して最適な結果を得るための配置を決定するエンジンです。
文章処理エンジン	自然言語を理解し、カスタマーサポートなどにおける個別対応に適したエンジンです。
最適解探索エンジン	過去のユーザー行動をもとに趣味・嗜好を判別し、最適なコンテンツ予測や最適ユーザーを探査するエンジンです。
ゲーム開発エンジン	ゲームルール生成、コンピュータープレイヤーの創出、自動テストに対応できるゲーム用のエンジンです。
画像認識エンジン	画像のピクセルデータから、顔や物体の特徴、年齢などの複雑な要素を認識するエンジンです。

- (注) 1. 人工知能（AI）とは、コンピュータープログラムを用いて、人間と同等の知的能力を実現させるための基礎技術及びシステムとなります。
- (注) 2. 機械学習とは、人間が有する学習能力に類似した機能をAIに持たせることにより、AIが自動的に学習し進化するための手法となります。具体的には、教師データ（学習の元になるデータ）に基づいて機械学習することで、未知の状況においても、学習により構築したパターンに基づいて、AIが精度の高い判断を行うことが可能になります。
- (注) 3. 深層学習（ディープラーニング）とは、入力に対して出力を決める処理の層を深く（ディープに）したニューラルネットワーク（人間の脳機能を模すことで効率の良い学習を施すことができる数学モデル）を用いることで、教師データが持つ特徴を手作業ではなくコンピュータープログラムが抽出し、精度向上を目指す機械学習の一手法となります。
- (注) 4. 強化学習とは、明確な教師データが与えられない環境において、コンピュータープログラムが試行錯誤によってその価値を最大化するように振る舞う、機械学習の一手法となります。
- (注) 5. プラットフォームとは、ソフトウェアやハードウェアを動作させるために必要な、基盤となるハードウェアやOS、ミドルウェア等のことを指します。また、それらの組み合わせや設定、環境のことで、Google Inc. が運営するGoogle Play及びApple Inc. が提供するApp Store等が含まれます。

(注) 6. MLaaS (Machine Learning as a Service) とは、機械学習を標準化して提供することができるサービスになります。

[事業系統図]

当社の事業系統図は以下のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成30年2月28日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
34	33.8	3.1	4,521

- (注) 1. 従業員数には正社員の他、契約社員も含みます。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社の事業セグメントは、AI関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしておりません。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第9期事業年度（自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日）

当事業年度における我が国経済は、一部には改善の遅れがみられたものの、政府の経済政策や日銀の金融緩和を背景に緩やかな回復が続きました。一方で、米国における新政権樹立による世界経済の不確実性の高まり等もあり、先行きは不透明な状況となっております。

このような環境のなか、当社エンジニアが開発し、プロ棋士に勝利した将棋AIを搭載したスマートフォンアプリ「将棋ウォーズ」が引き続き安定した収益を上げました。また、収益性の低いモバイルアプリの運営を停止する一方、BtoB領域においては、当社AI技術を「HEROZ Kishin」として本格的に提供を開始するなど、社内リソースのシフトを取り組んでまいりました。

以上の結果、事業の選択と集中を行ったことやBtoBサービス立ち上げにより一時的に売上は落ち込み、当事業年度の売上高は877,623千円（前年同期比24.1%減）となりましたが、営業利益は88,854千円（前年同期は営業損失22,949千円）、経常利益は94,352千円（前年同期は経常損失23,035千円）、当期純利益は94,062千円（前年同期は当期純損失87,007千円）となりました。

なお、当社はAI関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の経営成績に関する記載は省略しております。

第10期第3四半期累計期間（自 平成29年5月1日 至 平成30年1月31日）

当第3四半期累計期間における我が国経済は、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動等の影響により先行き不透明な状況ではありながらも、企業業績が概ね好調に推移する中、個人消費の回復などにより穏やかな回復基調が続いております。

このような環境のなか、AI（BtoC）サービスにおいては、当社エンジニアが開発し、現役将棋名人に勝利した将棋人工知能を搭載したスマートフォンアプリ「将棋ウォーズ」が引き続き安定した収益を上げました。

AI（BtoB）サービスにおいては、当社AI技術を集約した「HEROZ Kishin」に関わる業務の標準化を続けております。資本業務提携先等の事業会社に提供し、初期設定フィーと継続フィーともに収益を伸ばしております。

以上の結果、当第3四半期累計期間の売上高は871,896千円となり、営業利益305,237千円、経常利益303,948千円、四半期純利益223,938千円となりました。

なお、当社はAI関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の経営成績に関する記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

第9期事業年度（自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日）

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は、前事業年度末より57,221千円減少し、残高は204,767千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動の結果得られた資金は、111,250千円（前年同期は138,959千円の支出）であります。

この主な要因は、税引前当期純利益の計上94,352千円、売上債権の減少額30,829千円等によるものであります。
（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動の結果得られた資金は、2,527千円（前年同期は4,299千円の支出）であります。

この主な要因は、敷金及び保証金の回収による収入3,971千円があったものの、有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出1,143千円があったこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動の結果使用した資金は、171,000千円（前年同期は170,000千円の収入）であります。

この主な要因は、転換社債型新株予約権付社債の発行による収入50,000千円があったものの、借入金の返済による支出105,000千円、自己株式の取得による支出126,000千円があったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしておりません。

(2) 受注状況

提供するサービスの性格上、受注状況の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(3) 販売実績

第9期事業年度及び第10期第3四半期累計期間の販売実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	第9期事業年度 (自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日)		第10期第3四半期累計期間 (自 平成29年5月1日 至 平成30年1月31日)
	金額(千円)	前年同期比(%)	金額(千円)
AI関連事業	877,623	75.9	871,896
合計	877,623	75.9	871,896

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社の事業セグメントは、AI関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の販売実績の記載はしておりません。
3. 最近2事業年度及び第10期第3四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第8期事業年度 (自 平成27年5月1日 至 平成28年4月30日)		第9期事業年度 (自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日)		第10期第3四半期累計期間 (自 平成29年5月1日 至 平成30年1月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
Apple Inc.	166,610	14.4	144,961	16.5	216,209	24.8
Google Inc.	225,219	19.5	182,338	20.8	203,391	23.3
株式会社ポケモン	247,144	21.4	199,965	22.8	156,895	18.0
株式会社ディー・エヌ・エー	297,569	25.7	182,986	20.9	88,276	10.1

4. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 経営方針及び経営環境等

当社は、設立以来「世界を驚かすサービスを創出する」という理念のもと、将棋等の頭脳ゲームAIを開発する過程で培った技術力を背景に、AI革命を起こし、未来を創っていく集団であり続けることを目指しております。

当社がビジネスを展開するAI関連の国内市場は成長を続けており、2015年の市場規模は1,500億円となっておりますが、2020年には1兆20億円、2030年には2兆1,200億円にも及ぶとの調査結果もあります（出所：富士キメラ総研「2016 人工知能ビジネス総調査」平成28年11月）。今後、AI関連市場は拡大を続けるものと見込まれております。各産業で実用化に向けた取り組みが進んでおります。当社のAI関連事業は将棋等の頭脳ゲームAI領域から始まりましたが、現在は建設などのインダストリアルAI領域へと適用範囲の拡大を続けております。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

① 新技術への対応

当社が強みとするAI関連の技術は、将来的な利用可能性の高さから世界的に研究開発が活発に行われております。このような事業環境の下で当社が事業を継続的に拡大していくには、様々な新技術に適時に対応していくことが必要であると認識しております。当社では、現在所属している一般社団法人「人工知能学会」の賛助会員として最先端の情報収集に努め、またコンピューター将棋や囲碁AI関連の大会で上位入賞するための情報収集や試行錯誤等を通じて、最先端のAI技術の開発と導入を行いながらその技術力向上に取り組んでおります。

② サービスの安全性及び健全性の確保

ユーザーが安心して当社のサービスを利用できるように、当社では下記のガイドラインを設け、その安全性・健全性の確保に努めております。

当社の安全性・健全性に関するガイドライン

第1条（目的）

このガイドラインは、HEROZ株式会社（以下「当社」という）が運営・提供するゲーム等のサービスについて、当該サービスを利用する者（以下「利用者」という）が安心・安全に楽しめるサービスの提供を実現するために必要な施策を示すことを目的とする。

第2条（施策）

前条の目的を達するために以下の施策を行う。

(1) 法令遵守の徹底

サービスの開発・提供に際して、景品表示法その他の関連する法令を遵守する。提供するサービスについて将来的に違法と判明した場合は、直ちに停止する。

(2) 20歳未満の利用者の保護の徹底

入会時もしくは課金時に年齢認証を行い、20歳未満の利用者による過度な課金利用を未然に防止する。月間課金上限額（税抜）については、20歳未満利用者の場合、月額20,000円とし、16歳未満の場合は月額5,000円とする。

(3) リアル・マネー・トレード（RMT）の禁止

RMTは一切禁止とする。利用規約においてRMTを禁止している旨を明記するとともに、RMT利用が判明した利用者には、強制退会も含め、速やかに必要な措置を講じる。

(4) 不適切行為に対する措置

利用規約違反など、サービスにおいて不適切と判断される行為を行った利用者に対しては、強制退会も含め、速やかに必要な措置を講じる。

(5) 利用者間コミュニケーションの監視

利用者間のコミュニケーションが安心・安全に行われるよう、定期的に監視し、利用者間の不適切なコミュニケーションを発見した場合には迅速な対処を行う。

(6) 適切な有料アイテム出現確率

有料ガチャのようにランダムで出現する有料アイテムについては、その出現確率を適切な水準に設定する。

(7) 社員研修・教育

サービスの安全性・健全性を向上させるため、社員の研修・教育を実施する。

第3条（更新）

サービスの変化、利用者の状況の変化、その他社会状況等の変化に鑑み、当ガイドラインの内容を最適な状態とするべく努力をする。

③ 情報管理体制の強化

当社では、AIをBtoCサービスとしては主に頭脳ゲーム等のモバイルアプリに適用しておりましたが、機械学習等のAI技術は極めて汎用性が高く、現在、様々な業界に対してAIサービスの提供を行っております。このようなAI開発のためには、それぞれの業界において蓄積されたデータが必要になるため、当社ではデータを有する企業とのパートナーシップ戦略を採用しております。その結果、機密情報を扱う可能性は高まっているため、情報管理規程等を定めることで管理を徹底しており、今後も社内教育を継続して行ってまいります。

④ システム基盤の強化

当社は収益の基盤となるサービスをインターネット上で展開していることから、システム稼働の安定性を確保することが経営上重要な課題であると認識しております。そのため、システムを安定的に稼働させるための人員の確保およびサーバの拡充に努めてまいります。

⑤ 知的財産権の確保等について

当社では、日々のAI開発業務から生じた新規性のある独自技術の保護のために、当社単独または共同開発企業等と共同で、それらに関する特許権等の知的財産権の取得を図っております。しかしながら、AI開発分野においては、国内外大手IT企業等が知的財産権の取得に積極的に取り組んでいるため、当社も特許権等の取得により当社の活動領域を確保することが課題であると認識しております。今後、様々な業界に対してAIを開発することによって有用な知見が得られることが期待されるため、外部専門家とも協力しながら、独自の技術分野については、他社に先立って戦略的に特許権を取得していきます。

⑥ 人材の確保

当社は、AI市場の拡大、新規参入企業の増加、顧客・ユーザーのニーズの多様化に迅速に対応していくため、最先端の技術を有する人材の確保、育成が必要と考えております。

しかし、優秀な能力を持つ人材獲得は、他社とも競合し、安定した人材確保が容易ではない状況が今後も継続すると考えております。当社としましては、技術力の高さを通じて市場でのプレゼンスを高め、会社の魅力を訴求していくことが重要であると考えております。また、社内研修の強化等を図っていくことで人材の育成につなげたいと考えております。

⑦ 内部管理体制の強化

当社におきましては、今後もより一層の事業拡大を見込んでおります。そのため、当社の事業拡大に応じた内部管理体制の構築を図るとともに、金融商品取引法における内部統制報告制度の適用等も踏まえ、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

また、当社の成長速度に見合った人材の確保および育成も重要な課題と認識しており、継続的な採用活動と研修活動を行ってまいります。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避および発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項および本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業内容に関するリスクについて

① AI関連市場について

当社が属するAIビジネスの国内市場は成長を続けており、2015年の市場規模は1,500億円となっておりますが、2020年には1兆20億円、2030年には2兆1,200億円にも及ぶとの調査結果もあります（出所：富士キメラ総研「2016 人工知能ビジネス総調査」平成28年11月）。今後AI関連市場は拡大を続けるものと見込まれており、各産業でAIの実用化に向けた取り組みが進んでおります。

しかしながら、市場の成長ペースが大きく鈍化した場合には、当社の事業および業績に影響を与える可能性があります。また、市場の拡大が進んだ場合であっても、当社が同様のペースで順調に成長しない可能性があります。さらに、市場が成熟していないため、今後、大手企業による新規参入等により市場シェアの構成が急激に変化した場合には、当社の事業および業績に影響を及ぼす可能性があります。

② モバイル関連市場について

我が国の個人別モバイル端末の保有状況は2013年には71.4%となっていましたが、2016年にはさらに上昇して83.6%となっており（出所：総務省「平成28年通信利用動向調査の結果」平成29年6月）、モバイル関連市場は継続的に拡大するものと見込まれます。

しかしながら、市場の成長ペースが鈍化し、当社が市場環境の変化に適切に対応できなかった場合には、当社の事業および業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 技術革新について

当社の事業領域であるAI関連市場は全世界で研究開発が進んでおり、技術革新の速度が極めて速いという特徴があります。当社はそうした技術革新に対応できる体制づくりに努めており、AIを活用したビジネスにより収益の拡大を図っていく所存ですが、今後において技術革新のスピードに適時に対応出来ない場合、当社の事業および業績に影響を与える可能性があります。

④ プラットフォーム運営事業者の動向

当社のBtoCサービスは、大手プラットフォーム事業者がサービス提供するプラットフォーム上において、各社のサービス規約に従いサービスを提供しており、当該事業者に対して、回収代行手数料、システム利用料等の支払いを行っております。プラットフォーム事業者による手数料や利用料等の料率変更や事業戦略の転換があった場合ならびに今後の同事業者の動向は、当社の事業および業績に影響を与える可能性があります。

⑤ モバイルアプリについて

当社が提供するモバイルアプリにおいては、アプリおよびゲーム内でのアイテム課金や月額プレイ課金による収益が主たる収入となっているため、ユーザーの嗜好にあった課金アイテムの提供を行い、ユーザーに継続してアプリを利用してもらえるように運営しております。しかし、ユーザーのアイテム課金や月額プレイ課金が継続して利用されない状況になった場合、想定していた収益が得られない可能性があります。この結果、当社の事業および業績に重要な影響を与える可能性があります。

⑥ 機密情報の管理体制について

当社のAIが学習対象とする情報の中には、顧客の経営戦略上極めて重要かつ機密性が高い情報が含まれる場合があります。当社では、顧客から提供されるデータの管理においては、アクセス制限等を行うことで社内での機密性確保並びに漏洩防止を図っておりますが、万が一これら機密情報の漏洩が生じた場合、当社への信頼性が揺らぎ、当社の経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 競合の動向について

当社のAI関連事業については、本書提出日現在で競合他社が全世界に存在しているほか、新規参入事業者も非常に多く見受けられます。

当社としましては、これまで培ってきたAI技術を活かして、顧客・ユーザーのニーズに合致したAIサービスの開発を継続していく所存ではありますが、競争環境の更なる激化等、競合の状況によっては、当社の事業および業績に影響を与える可能性があります。

⑧ システム障害について

当社の事業は、サービスの基盤をインターネット通信網に依存しているため、自然災害や事故等により通信ネットワークが遮断された場合には、サービスを提供することが不可能な場合があります。また、アクセスの一時的な増加による負荷増大によって、当社のサーバが停止し、サービス提供に支障が出る場合があります。

更には、外部からの不正な手段によるコンピューター内への侵入等の犯罪や当社担当者の過誤等によって、当社のシステムに重大な影響が出る場合があります。当社としましては、定期的なシステムのバックアップを実施するとともに、外部のデータセンターを利用することでセキュリティ強化や安定的なシステム運用ができるような体制の構築に努めておりますが、前述のような状況が発生した場合には、当社への損害賠償等により直接的な損害が生じる可能性のほか、当社および当社システムへの信頼の低下により、間接的に当社の事業および業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 自然災害、事故等について

当社では、自然災害、事故等に備え、定期的バックアップ、稼働状況の常時監視等によりトラブルの事前防止または回避に努めておりますが、当社所在地近辺において大地震等の自然災害が発生した場合、当社設備の損壊や電力供給の制限等の事業継続に支障をきたす事象が発生して、当社の事業および業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

⑩ 法的規制について

当社の事業は、「電気通信事業法」「不当景品類及び不当表示防止法」等による法的規制を受けております。また、コンテンツ制作等を外注している場合があり、それらの取引の一部は「下請代金支払遅延等防止法」の適用対象となります。当社では、これらの法令を遵守するために、コンプライアンス体制の整備等を含む管理体制充実に取り組んでおります。しかし、今後、インターネットの利用者や関連するサービス及び事業者を規制対象とする新たな法令等の制定や法解釈の変更がなされ、将来において当社が提供するサービスやコンテンツが法的規制に抵触することとなった場合、当社の業績及び企業イメージに影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業運営・組織体制に関するリスク

① 特定人物への依存について

当社共同創業者である林隆弘、高橋知裕の両名は当社の事業推進に極めて重要な役割を果たしております。当社としましては、両名に過度に依存しない事業体制の構築を目指し、人材の育成および強化に注力しておりますが、何らかの理由により両名が業務執行できない事態となった場合、当社の事業および業績に影響を与える可能性があります。

② 知的財産権の管理について

当社は、運営するコンテンツおよびサービスに関する知的財産権の獲得に努めております。また、第三者の知的財産権を侵害しないよう、十分な注意を払っております。しかしながら、今後当社が属する事業分野において第三者の権利侵害が成立した場合は、第三者より損害賠償および使用差止め等の訴えを起こされる可能性および権利に関する使用料等の対価の支払が発生する可能性があり、また当社の知的財産が侵害された場合においても、当社の事業および業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

③ 人材の採用と育成について

当社が、今後更なる業容拡大に対応するためには、継続して優秀な人材の確保・育成が重要な課題となります。現在も採用による人材の獲得に加え、入社後の社内における研修、各種勉強会の開催、福利厚生の充実等、社員の育成および人材の流出に対応した各種施策を推進しております。しかし、当社が注力するAI領域におけるエンジニアの数は国内において限定的であります。新規の採用や社内における人材の育成が計画通りに進まず、適正な人員配置が困難になった場合には、外部への業務委託も困難であるため、当社の事業および業績に影響を与える可能性があります。

④ 小規模組織であることについて

当社は小規模な組織であり、内部管理や業務執行についてもそれに応じた体制となっております。当社では、今後の業容拡大及び業務内容の多様化に対応するため、人員の増強及び内部管理体制や業務執行体制の一層の充実を図っていく方針がありますが、これらの施策が適時適切に進行しなかった場合には、当社の業績および事業展開に影響を与える可能性があります。

⑤ 内部管理体制について

当社は、企業価値の持続的な増大を図るためにコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、業務の適正性および財務報告の信頼性の確保、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守の徹底が必要と認識しております。

そのためにも、当社では内部管理体制の充実に努めております。しかしながら、今後の事業の急速な拡大等により、十分な内部管理体制の構築が追いつかない状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社の事業および業績に影響を与える可能性があります。

⑥ 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は取締役および従業員に対し、長期的な企業価値向上に対するインセンティブ等を目的として、新株予約権を付与しているほか、今後も優秀な人材確保のため新株予約権を発行する可能性があります。現在付与されている、または今後付与する新株予約権の行使が行われた場合、発行済株式数が増加し、1株当たりの株式価値を希薄化させる可能性があります。本書提出日現在、これらの新株予約権による潜在株式数は264,200株であり、発行済株式総数3,288,339株の8.0%に相当しております。

⑦ 資金使途について

公募増資による調達資金の使途につきましては、主にサーバ等への設備投資、外部サーバ費用等の通信費、研究開発費、今後の事業拡大に必要な人件費や人材採用費、広告宣伝費等に充当する予定です。しかしながら、当社の所属する業界においては急速に事業環境が変化することも考えられ、それに伴う今後の事業計画の見直し等により、本書提出日現在における資金使途計画以外の使途へ充当する可能性があります。また、当初の計画に沿って資金を使用した場合においても、想定した投資効果が得られない可能性もあります。この場合、当社の経営成績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 配当政策について

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

しかしながら、本書提出日現在では配当を行っておらず、また今後の配当実施の可能性および実施時期については未定であります。

⑨ 訴訟等について

当社では、これまでに訴訟は発生しておりません。しかしながら、将来において当社の取締役、従業員の法令違反等の有無にかかわらず、予期せぬトラブルや訴訟等が発生する可能性は否定できません。かかる訴訟が発生した場合には、その内容や賠償金額によって、当社の業績および事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) スマートフォン・タブレット端末向けアプリプラットフォーム運営事業者との契約

相手方の名称	契約の名称	契約内容	契約期間
Apple Inc.	iOS Developer Program License Agreement	iOS搭載端末向けアプリケーションの配信及び販売に関する契約	1年間（1年毎に自動更新）
Google Inc.	Androidマーケットデベロッパー販売／配布契約書	Android搭載端末向けアプリケーションの配信及び販売に関する契約	契約期間は定められておりません。

(2) 共同開発先との契約

相手方の名称	契約の名称	契約内容	契約期間
株式会社ポケモン	協業契約	「ポケモンコマスター・Pokémon Duel」の開発・運営に関する契約	サービス開始後2年間が経過する日まで（その後1年毎に自動更新）。

6 【研究開発活動】

当社は、将棋・囲碁その他ゲームにおいて適用可能な、汎用的なゲームAI開発手法の研究開発、またそれをさらに普遍化した高効率な機械学習アルゴリズムの開発及び高効率な計算サーバ構築のための研究開発に取り組んでおります。社内体制としては、世界コンピューター将棋選手権等で首位を獲得したことがあるAI開発者や、東京大学等で機械学習の研究経験があるなど高い専門性を有するメンバーを中心に研究開発を行っております。

第9期事業年度（自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日）

該当事項はありません。

第10期第3四半期累計期間（自 平成29年5月1日 至 平成30年1月31日）

当第3四半期累計期間における研究開発活動の金額は、3,413千円であります。

当第3四半期累計期間においては、新規頭脳ゲームやその他BtoB領域において適用可能かつこれまでよりもより効率良くAIの精度を高めることが出来る機械学習アルゴリズムの研究開発を主に行いました。これはAIの開発期間短縮や開発コスト削減に資する研究開発活動になります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債および収益・費用の報告金額および開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

第9期事業年度（自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日）

(資産の部)

当事業年度末における資産の額は、前事業年度末に比べ100,487千円減少し363,814千円となりました。

これは主に、流動資産において現金及び預金の減少57,221千円、売掛金の減少30,199千円があったこと等によります。

(負債の部)

当事業年度末における負債の額は、前事業年度末に比べ68,549千円減少し289,018千円となりました。

これは主に、流動負債において預り金の増加22,934千円、固定負債において転換社債型新株予約権付社債の増加50,000千円があったものの、買掛金の減少31,628千円、未払金の減少4,709千円、短期借入金の減少90,000千円があつたこと等によるものであります。

(純資産の部)

当事業年度末における純資産の額は、前事業年度末に比べ31,937千円減少し、74,795千円となりました。

これは当期純利益94,062千円の計上があったものの、自己株式の取得126,000千円があったこと等により減少したものであります。

第10期第3四半期累計期間（自 平成29年5月1日 至 平成30年1月31日）

(資産の部)

当第3四半期会計期間末における資産の額は、前事業年度末に比べ621,515千円増加し985,329千円となりました。

これは主に、流動資産において現金及び預金の増加552,183千円、売掛金の増加36,874千円があつたこと等によります。

(負債の部)

当第3四半期会計期間末における負債の額は、前事業年度末に比べ69,027千円減少し219,991千円となりました。

これは主に、流動負債において未払法人税等の増加104,961千円、転換社債型新株予約権付社債の減少150,000千円があつたこと等によるものであります。

(純資産の部)

当第3四半期会計期間末における純資産の額は、前事業年度末に比べ690,542千円増加し、765,338千円となりました。

これは主に、四半期純利益計上に伴う利益剰余金223,938千円の計上、転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の権利行使にともない、資本金が50,000千円、資本剰余金が343,822千円増加、自己株式が72,781千円減少したこと等によるものであります。

(3) 経営成績の分析

第9期事業年度（自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日）

① 売上高

当事業年度の売上高は877,623千円（前年同期比24.1%減）となりました。これは主に、スマートフォン向けネイティブアプリ「将棋ウォーズ」や株式会社ポケモンとの協業による「ポケモンコマスター（英語版タイトル「Pokémon Duel」）」の牽引があつた一方で、スマートフォン向け「嫁コレ」のサービスを平成28年8月に終了したためであります。

② 売上原価、売上総利益

当事業年度における売上原価は、685,637千円（前年同期比33.4%減）となりました。これは主に、労務費の削減や売上に連動した支払手数料や決済手数料が減少したことによるものであります。

この結果、当事業年度の売上総利益は、191,986千円（前年同期比52.5%増）となりました。

③ 販売費及び一般管理費、営業利益、経常利益

当事業年度における販売費及び一般管理費は、103,131千円（前年同期比30.7%減）となりました。これは主に、広告宣伝費が減少したこと等によるものです。

この結果、当事業年度の営業利益は、88,854千円（前事業年度は22,949千円の営業損失）、経常利益は、94,352千円（前事業年度は23,035千円の経常損失）となりました。

これらの結果を受け、当事業年度の当期純利益は94,062千円（前事業年度は87,007千円の当期純損失）となりました。なお、法人税、住民税及び事業税は290千円（前事業年度は537千円）であります。

第10期第3四半期累計期間（自 平成29年5月1日 至 平成30年1月31日）

① 売上高

当第3四半期累計期間における売上高は、871,896千円となりました。これは主に、スマートフォンアプリ「将棋ウォーズ」やAI（BtoB）サービス等が牽引したことによります。

② 売上原価、売上総利益

当第3四半期累計期間における売上原価は474,892千円となり、この結果、売上総利益は397,003千円となりました。

③ 販売費及び一般管理費、営業利益、経常利益

当第3四半期累計期間における販売費及び一般管理費は91,766千円となりました。

なお、営業外損益の主な内容は出資分配金収入743千円、株式公開費用2,000千円などであります。

この結果、営業利益は305,237千円、経常利益は303,948千円となりました。

これらの結果を受け、当第3四半期累計期間の四半期純利益は223,938千円となりました。なお、法人税等調整額を含む法人税等合計は80,010千円であります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析については、「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「4 事業等のリスク」に記載した通り、事業内容、事業運営・組織体制等、様々なリスク要因が経営成績に重要な影響を与える可能性があると認識しております。そのため、当社は常に市場動向や業界動向を注視しつつ、優秀な人材の確保と適切な教育を実施するとともに、事業運営体制の強化と整備を進めることで、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因に適切な対応を図ってまいります。

(6) 経営戦略の現状と見通し

AIは日進月歩の高度な技術であります。当社には本分野の最先端の知見を有する者が多数所属しております。当社では、将棋AI研究で培った最先端の機械学習ノウハウを蓄積した「HEROZ Kishin」によるAIサービスをBtoB領域で開始しております。今後の方針としても引き続き、当社では自社の強みが活き、かつ今後の拡大が見込まれるAI関連市場に経営資源を投入していく所存です。具体的には、①AIを活用したBtoC領域で引き続き安定的な収益を伸ばす、②「HEROZ Kishin」によるAIサービスをBtoB領域で伸ばす、③パートナーシップ戦略、④知財戦略、⑤人材採用、の5点に注力することで競争優位性を保ち、持続的な成長を目指します。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第9期事業年度（自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日）

当事業年度において、実施した設備投資の総額は1,023千円であり、主なものは業務用のパソコンなどあります。

また、当事業年度において重要な設備の除却又は売却はありません。

なお、当社の事業はAI関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第10期第3四半期累計期間（自 平成29年5月1日 至 平成30年1月31日）

当第3四半期累計期間において、実施した設備投資の総額は1,612千円であり、主なものは業務用のパソコンなどあります。

また、当第3四半期累計期間において重要な設備の除却又は売却はありません。

なお、当社の事業はAI関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成29年4月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都港区)	本社事務所	1,745	2,370	593	4,708	32

(注) 1. 金額には消費税等を含めておりません。

2. 本社の建物は賃借物件であり、年間賃借料は33,565千円であります。

3. 当社の事業セグメントは、AI関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】（平成30年2月28日現在）

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、最近日現在における重要な設備の新設計画は下記のとおりであります。

（1）重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手及び完成予定年月		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (東京都 港区)	計算機 サーバ	70,000	—	増資資金及 び自己株式 処分資金	平成30年 5月以降	平成31年 4月まで	(注)2
本社 (東京都 港区)	計算機 サーバ	130,000	—	増資資金及 び自己株式 処分資金	平成30年 11月以降	平成31年 4月まで	(注)2

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力につきましては、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

（2）重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	13,150,000
計	13,150,000

(注) 平成30年1月22日開催の臨時株主総会決議により、発行可能株式総数に係る定款変更を行い平成30年1月22日付で発行可能株式総数は36,850,000株減少し、13,150,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,288,339	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、1単元の株式数は100株であります。
計	3,288,339	—	—

- (注) 1. 平成29年10月31日付で第1回転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の権利行使により88,339株増加し、発行済株式総数は3,288,339株となっております。
 2. 平成30年1月22日開催の臨時株主総会決議により、平成30年1月22日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第6回新株予約権（平成27年4月27日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成29年4月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の数（個）	198,900	198,100
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	300	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	198,900（注）1	198,100（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	557（注）2	同左
新株予約権の行使期間	平成29年5月1日から 平成37年4月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 557 資本組入額 279（注）4	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

- (注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割（又は併合）の比率

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）は、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役若しくは従業員のいずれかの地位にあることを要する。
 - ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
4. 新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げる。
5. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会）で決議されたときは、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

区分	最近事業年度末現在 (平成29年4月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の数（個）	1	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数（株）	88,339（注）1	—
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,132（注）2、3	—
新株予約権の行使期間	平成28年1月11日から 平成34年12月13日まで	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,132 資本組入額 566 (注) 2、3、4	—
新株予約権の行使の条件	(注) 5	—
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 7	—
新株予約権付社債の残高（千円）	100,000	—

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数は、次のとおりとする。

なお、次の算式において、「転換価額」とは下記2. 記載の転換価額（ただし、下記3. によりこれが調整される場合には、かかる調整後の金額とします。）をいう。この場合に1株未満の端数を生じたときは、当該端数は切り捨てるこことし、現金による調整は行わない。

$$\text{株式数} = \frac{\text{行使する本新株予約権に係る本社債額面金額の総額（1億円）}}{\text{転換価額}}$$

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産は、行使する本新株予約権に係る本社債とし、その価額は当該本社債の払込金額と同額とする。

本新株予約権の行使による交付普通株式数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額（以下「転換価額」という。）は、金1,132円とする。転換価額は、3. に定めるところに従い調整されることがある。

3. 転換価額の調整

株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合、新設分割もしくは吸収分割、当社を吸収合併存続会社とする合併、当社を株式交換完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とする場合、当社は本新株予約権者と協議の上、その同意を得て合理的かつ必要な転換価額の調整を行う。

4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に定めるところに従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部を行使することはできない。

6. 新株予約権付社債は会社法第254条第2項及び第3項の定めにより、社債又は新株予約権の一方のみを譲渡することはできない。また、償還期日前に一括譲渡以外の方法によって譲渡することはできない。一括譲渡の場合であっても、本新株予約権付社債の譲渡につき、当社の取締役会の承認を得ることを要する。

7. 当社は、当社が吸収合併もしくは新設合併により消滅すること、当社が吸収分割会社もしくは新設分割会社となりかつ吸収分割承継会社もしくは新設分割設立会社が本新株予約権付社債に係る債務を承継する吸収分割もしくは新設分割を行うこと、当社が株式交換もしくは株式移転により他の会社の完全子会社となること、またはその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権付社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることになるものを行うことを当社の株主総会で決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、残存する本社債の全部（一部は不可。）を繰上償還することができる。ただし、当社は、当該繰上償還に係る償還期日の少なくとも30日前に書面により繰上償還をしようとする旨その他必要事項を社債権者に通知するものとする。
8. 本転換社債型新株予約権付社債は、新株予約権の行使が行われたため、提出日の前月末現在において残高はありません。

第7回新株予約権（平成28年4月25日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成29年4月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の数（個）	33,000	30,100
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	900	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	33,000（注）1	30,100（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	563（注）2	同左
新株予約権の行使期間	平成30年5月15日から 平成38年3月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 563 資本組入額 282（注）4	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要す る	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（又は併合）の比率

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役若しくは従業員のいずれかの地位にあることを要する。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

4. 新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げる。
5. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会）で決議されたときは、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）（平成28年12月15日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成29年4月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の数（個）	1	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数（株）	44,169（注）1	—
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,132（注）2、3	—
新株予約権の行使期間	平成29年1月4日から 平成35年12月15日まで	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,132 資本組入額 566 (注) 2、3、4	—
新株予約権の行使の条件	(注) 5	—
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 7	—
新株予約権付社債の残高（千円）	50,000	—

（注）1. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数は、次のとおりとする。

なお、次の算式において、「転換価額」とは下記2. 記載の転換価額（ただし、下記3. によりこれが調整される場合には、かかる調整後の金額とします。）をいう。この場合に1株未満の端数を生じたときは、当該端数は切り捨てるとして、現金による調整は行わない。

$$\text{株式数} = \frac{\text{行使する本新株予約権に係る本社債額面金額の総額（5千万円）}}{\text{転換価額}}$$

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産は、行使する本新株予約権に係る本社債とし、その価額は当該本社債の払込金額と同額とする。

本新株予約権の行使による交付普通株式数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株当たりの価額（以下「転換価額」という。）は、金1,132円とする。転換価額は、3. に定めるところに従い調整されることがある。

3. 転換価額の調整

株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合、新設分割もしくは吸収分割、当社を吸収合併存続会社とする合併、当社を株式交換完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とする場合、当社は本新株予約権者と協議の上、その同意を得て合理的かつ必要な転換価額の調整を行う。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に定めるところに従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部を行使することはできない。

6. 新株予約権付社債は会社法第254条第2項及び第3項の定めにより、社債又は新株予約権の一方のみを譲渡することはできない。また、償還期日前に一括譲渡以外の方法によって譲渡することはできない。一括譲渡の場合であっても、本新株予約権付社債の譲渡につき、当社の取締役会の承認を得ることを要する。

7. 当社は、当社が吸収合併もしくは新設合併により消滅すること、当社が吸収分割会社もしくは新設分割会社となりかつ吸収分割承継会社もしくは新設分割設立会社が本新株予約権付社債に係る債務を承継する吸収分割もしくは新設分割を行うこと、当社が株式交換もしくは株式移転により他の会社の完全子会社となること、またはその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権付社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることになるものを行うことを当社の株主総会で決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、残存する本社債の全部（一部は不可。）を繰上償還ができる。ただし、当社は、当該繰上償還に係る償還期日の少なくとも30日前に書面により繰上償還をしようとする旨その他必要事項を社債権者に通知するものとする。

8. 本転換社債型新株予約権付社債は、新株予約権の行使が行われたため、提出日の前月末現在において残高はありません。

第8回新株予約権（平成29年9月25日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成29年4月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の数（個）	—	35,500
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	—	35,500（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	—	570（注）2
新株予約権の行使期間	—	平成31年9月27日から 平成39年9月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	—	発行価格 570 資本組入額 285（注）4
新株予約権の行使の条件	—	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	—	当社取締役会の承認を要す る
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	（注）5

（注）1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割（又は併合）の比率

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）は、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役若しくは従業員のいずれかの地位にあることを要する。

② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

4. 新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げる。

5. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会）で決議されたときは、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

第9回新株予約権（平成29年10月23日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成29年4月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の数（個）	—	500
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	—	500（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	—	570（注）2
新株予約権の行使期間	—	平成31年10月25日から 平成39年9月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	—	発行価格 570 資本組入額 285（注）4
新株予約権の行使の条件	—	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	—	当社取締役会の承認を要す る
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	（注）5

（注）1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）は、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役若しくは従業員のいずれかの地位にあることを要する。

② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

4. 新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げる。

5. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会）で決議されたときは、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総数 数残高（株）	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
平成25年5月17日 (注) 1	1,200	3,200	6,350	61,350	6,350	61,350
平成26年4月25日 (注) 2	3,196,800	3,200,000	—	61,350	—	61,350
平成29年4月25日 (注) 3	—	3,200,000	—	61,350	△61,350	—
平成29年10月31日 (注) 4	88,339	3,288,339	50,000	111,350	50,000	50,000

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 株式分割（1：1,000）によるものであります。

3. 会社法第448条第1項の規定に基づき、分配可能額の拡充を目的に、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたものであります。

4. 転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の権利行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

平成30年2月28日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計
株主数（人）					個人以外	個人		
株主数（人）	—	—	—	5	—	—	6	11
所有株式数（単元）	—	—	—	2,730	—	—	30,149	32,879
所有株式数の割合（%）	—	—	—	8.30	—	—	91.70	100.00

(注) 1. 自己株式126,710株は、「個人その他」に1,267単元及び「単元未満株式の状況」に10株含めて記載しております。

2. 平成30年1月22日開催の臨時株主総会決議により、平成30年1月22日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(6) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成30年2月28日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 126,700	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 3,161,200	31,612	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、1単元の株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 439	—	—
発行済株式総数	3,288,339	—	—
総株主の議決権	—	31,612	—

②【自己株式等】

平成30年2月28日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
HEROZ株式会社	東京都港区芝五丁目31番17号 PMO田町2F	126,700	—	126,700	3.85
計	—	126,700	—	126,700	3.85

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第6回新株予約権（平成27年4月27日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成27年4月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 53
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 退職による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名当社従業員17名となっております。

第7回新株予約権（平成28年4月25日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成28年4月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 20
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 退職による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名当社従業員12名となっております。

第8回新株予約権（平成29年9月25日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成29年9月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 22
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 退職による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名当社従業員21名となっております。

第9回新株予約権（平成29年10月23日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成29年10月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
株主総会（平成29年3月30日）での決議状況 (取得期間平成29年4月25日～平成29年4月30日)	300,000	126,000,000
最近事業年度前における取得自己株式	—	—
最近事業年度における取得自己株式 (平成28年5月1日～平成29年4月30日)	300,000	126,000,000
残存授権株式の総数及び価額の総額	—	—
最近事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	—	—
最近期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	—	—

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	—	—	—	—
その他 (転換社債型新株予約権付社債の権利行使に対する充当)	—	—	173,290	72,781,800
保有自己株式数	300,000	—	126,710	—

3 【配当政策】

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、経営成績および財政状態を勘案した上で、利益配当を実施していくことを基本方針としております。

当社は、今後剩余金の配当を行う場合は、中間配当と期末配当の年2回の剩余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剩余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。また、当社は中間配当を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

現在、当社は内部留保の蓄積により財務体質ならびに経営基盤の強化を図ることを優先するため、配当を実施しておりません。

第9期事業年度の配当につきましては、無配とさせて頂き、内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、市場ニーズに応える技術開発体制を強化し、さらには、グローバル戦略の展開を図るために有効投資してまいりたいと考えております。

なお、今後の配当実施の可能性、実施時期については未定であります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性 6名 女性 一名 (役員のうち女性の比率 ー%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役C E O	—	林 隆弘	昭和51年12月20日生	平成11年4月 日本電気株式会社(NEC)入社 IT戦略部、経営企画部に在籍 平成21年4月 当社設立 代表取締役C E O(現任)	(注) 3	1,250,000
代表取締役C O O	—	高橋 知裕	昭和51年12月30日生	平成11年4月 日本電気株式会社(NEC)入社 ピッグロープ事業部、経営企画部に在籍 平成21年4月 当社設立 代表取締役C O O(現任)	(注) 3	1,250,000
取締役C F O	経営企画部長	浅原 大輔	昭和54年6月6日生	平成16年4月 マーサージャパン株式会社入社 平成18年7月 ゴールドマン・サックス証券株式会社入社 投資銀行部門資本市場本部に在籍 平成25年6月 当社 入社 平成25年7月 当社 取締役C F O兼経営企画部長(現任)	(注) 3	—
取締役 (監査等委員)	—	井上 智宏	昭和55年7月19日生	平成15年4月 中央青山監査法人入所 平成18年9月 あらた監査法人(現 PwCあらた有限責任監査法人)入所 平成22年5月 ベンチャーワークス会計事務所代表(現任) 平成27年2月 当社監査役 平成29年7月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注) 4	—
取締役 (監査等委員)	—	上山 亨	昭和52年10月11日生	平成12年4月 野村證券株式会社入社 平成29年8月 カケルパートナーズ合同会社設立、代表社員(現任) 平成29年11月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注) 4	—
取締役 (監査等委員)	—	飯田 耕一郎	昭和46年10月15日生	平成8年4月 弁護士登録 森綜合法律事務所(現森・濱田松本法律事務所)入所(現任) 平成17年6月 米国カリフォルニア州弁護士登録 平成23年12月 株式会社コロプラ監査役 平成25年10月 当社監査役 平成27年7月 株式会社みんなのウェディング監査役(現任) 平成27年12月 株式会社コロプラ取締役(監査等委員)(現任) 平成29年7月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注) 4	—
計						2,500,000

- (注) 1. 平成29年7月24日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役井上智宏、取締役上山亨、取締役飯田耕一郎は、社外取締役であります。
3. 監査等委員でない取締役の任期は、平成30年1月22日開催の臨時株主総会終結の時から、平成30年4月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査等委員である取締役の任期は、平成30年1月22日開催の臨時株主総会終結の時から、平成31年4月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方)

当社は、継続的に企業価値を向上させながら、ステークホルダーと良好な関係を築いていくために、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠なものと認識しております。

具体的には、当社の経営を負託された取締役が職責に基づいて適切な経営判断を行うこと、実効性ある内部統制システムを構築すること、監査等委員会による経営の監査機能を発揮すること、ならびに説明責任を果たすべく適時適切な情報開示を行うことが重要であると考えております。

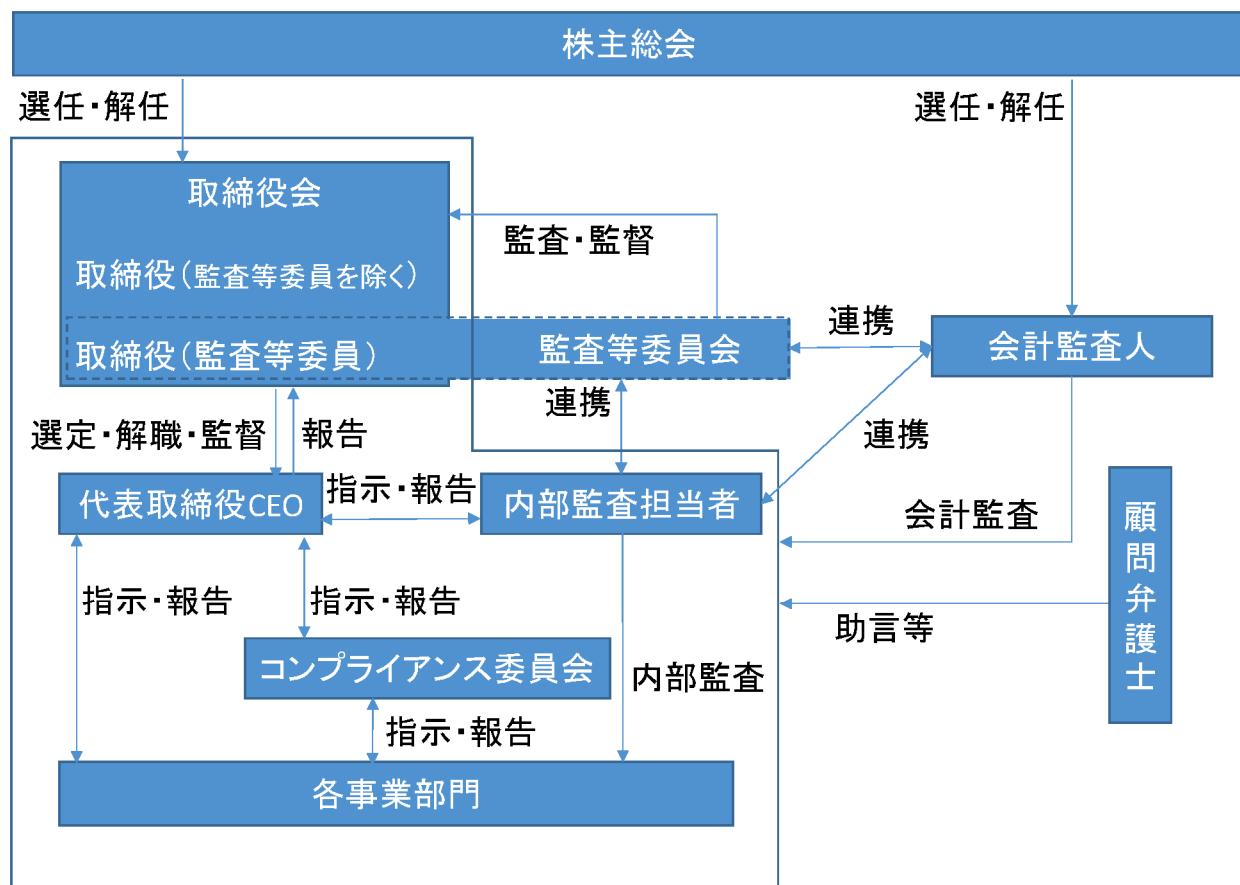
① 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

イ. 会社の機関の基本説明

当社は、平成29年7月24日開催の定時株主総会における定款変更により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行し、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しております。

ロ. 当社のコーポレート・ガバナンス体制と採用理由

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、以下の図のとおりであります。監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することにより、独立性の高い社外取締役3名及び監査等委員会による監督、監査機能の充実を図ることは、経営における透明性の高いガバナンス体制を維持し、継続的に企業価値を向上に資すると考え、現在の体制を採用しております。



i) 取締役会

当社の取締役会は本書提出日現在、取締役3名（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役3名（内社外取締役3名）の計6名で構成されております。取締役会は、効率的かつ迅速な意思決定を行えるよう、定時取締役会を毎月1回開催するほか必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、定款および法令に則り、経営の意思決定機関および監督機関として機能しております。

なお、取締役会において実質的な議論を可能とするため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数を6名以内、監査等委員である取締役の員数を5名以内とする旨を定款に定めております。

ii) 監査等委員会

当社の監査等委員会は本書提出日現在、監査等委員である取締役 3名で構成され、全て社外取締役であります。うち 1名が常勤監査等委員であります。監査等委員には公認会計士および弁護士をそれぞれ 1名ずつ含んでおります。

監査等委員は取締役会に出席し、取締役の職務執行について監督しております。監査等委員は、監査計画に基づく監査を実施し、監査等委員会を毎月 1回開催するほか必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。また、内部監査担当者および会計監査人と定期的に会合を開催することにより、監査等委員会の監査機能の強化に努めております。

iii) 内部監査

当社の内部監査は、内部監査担当者が、「内部監査規程」に基づき、法令、定款及び社内規程の遵守状況並びに職務の執行手続及び内容の妥当性等について、監査を実施しております。

ハ. 内部統制システムの整備の状況

当社では業務の適正性を確保するために、会社法および会社法施行規則に基づき、内部統制システムに関する基本方針を以下のように定めております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、継続的な企業価値向上を目指しつつ公正・誠実な事業活動を行うために、取締役及び使用人に対しては、法令及び規程等を遵守し適正に職務を行うことを、周知・徹底します。法令違反行為等があった場合は、「就業規則」等に基づき適切に対処するなど、リスク管理体制の強化に取り組みます。そのために、コンプライアンス委員会の定期的な開催や、会社規程等の整備と検証及び見直しを行うことにより、リスク管理体制の充実を図ります。また、当社は、反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力等からの不当要求の拒絶等については、全社を挙げて毅然とした姿勢で組織的に対応します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「取締役会規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」等に則り、取締役の職務の執行に係る情報を文書に記録して適切に保存及び管理します。また、「情報管理規程」を定め、情報資産の保護・管理を行います。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、業務遂行に係るリスクを適切に評価及び認識し、それぞれのリスクを予防するための措置を取るために、内部監査担当者による定期的な監査を実施いたします。これにより、法令及び定款等の違反その他の事由に基づく損失の危険を未然に回避、予防し、又は管理します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が適切かつ効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程である「取締役会規程」を定めるとともに、取締役会を原則として月 1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、経営上の重要事項の審議・決定を行います。

5. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びにその取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査の実効性の確保の観点から、補助使用人の体制の強化に努めることとします。なお、当該補助使用人は、業務の執行に係る職位を兼務しないことに努める等、独立性を確保することに努めます。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性を確保するため、監査等委員会から監査業務に必要な指示を受けた取締役及び使用人は、当該指示については専ら監査等委員会の指示命令に服することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、部門長等の指揮命令を受けないこととします。

7. 取締役及び使用人等が、監査等委員に報告するための体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員が経営に関する重要な会議に出席し、取締役等から職務の執行状況の報告を受けること、及び重要な決裁書類等を閲覧し、経営情報をはじめとする各種の情報を取得することができる体制を整備し、併せて、監査等委員に代表取締役、会計監査人、内部監査担当者が実施した監査結果の報告や意見・情報交換を行う場を提供します。

また、当社の取締役及び使用人は、不正又は法令及び定款等の違反等、または内部通報があった事項等、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、監査等委員に報告するものとします。なお、「内部通報規程」を定めることで、監査等委員会へ報告を行った当社の取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役及び従業員に周知徹底いたします。

8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について、必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用等の償還請求に応じます。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

代表取締役及び内部監査担当者は、監査等委員と定期的に意見交換を行う機会を持つこととします。

また、監査等委員は取締役会に参加するとともに、必要に応じて重要な会議等の社内会議体に出席し、重要な報告を受ける体制を構築します。

なお、監査等委員会は会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し、監査の実効性を図ることとします。

二. リスク管理体制の整備の状況

当社では、「リスク管理規程」等に基づき、リスクの未然防止および会社損失の最小化に努めております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、弁理士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家からアドバイスを受けられる体制を構築するとともに、内部監査および監査等委員による監査を通じて、潜在的なリスクの早期発見に努めています。

② 内部監査及び監査等委員会監査の状況

当社では、会社の規模が比較的小さいため独立した内部監査部門を設けておりません。当社の内部監査は、経営企画部長が内部監査担当者として実施しております。ただし、監査の対象部署が内部監査担当者の分掌業務であるときには、C E Oの指示を受けて他の部署に属する者が監査業務を行っております。内部監査担当者は、業務の有効性および効率性等を担保することを目的として、C E Oによる承認を得た内部監査計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果をC E Oに報告するとともに、監査対象となった各事業部門に対して業務改善等のための指摘を行い、後日、改善状況を確認します。

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（内社外取締役3名）により構成され、うち1名の常勤監査等委員を選任しております。各監査等委員は定められた業務分担に基づき監査を行い、原則として月1回開催されている監査等委員会において、情報共有を図っております。監査等委員は取締役会を含む重要な会議への出席、実地監査、意見聴取を行っております。

なお、内部監査担当者、会計監査人及び監査等委員会の相互連携につきましては、定期的に会合を開催し、監査に必要な情報の共有化を図っております。これにより、業務執行に関する問題点を発見した場合には、お互いに連携を密にし、問題解決を行う連携体制をとることが可能となります。

③ 会計監査の状況

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。同監査法人または同監査法人の業務執行社員と当社との間に特別な利害関係はありません。業務を執行した公認会計士の氏名および会計監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりであります。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員・業務執行社員 遠藤 康彦

指定有限責任社員・業務執行社員 山本 恒仁子

- ・監査業務における補助者の構成

公認会計士 4名

その他 4名

④ 社外取締役との関係

本書提出日現在、当社は社外取締役を3名選任しております。

当社では、社外の視点を踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンスの確立を目的として、社外取締役については、専門家としての豊富な経験、金融・会計・法律に関する高い見識等に基づき、経営に対する客観的かつ的確な助言を求めるとともに、取締役の職務執行の監督を期待しております。

社外取締役監査等委員井上智宏は、公認会計士及び税理士であり、会計税務に関する専門的な知識を有しております。

社外取締役監査等委員上山亭は、証券会社における勤務経験があり、経営と金融等に関する幅広い見識を有しております。

社外取締役監査等委員飯田耕一郎は、弁護士として培われた高度な人格と専門的な法律知識を有しております。

なお、本書提出日現在、社外取締役と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

また、当社は、社外取締役の独立性に関する基準や方針についての特段の定めは設けておりませんが、選任に際しては、株式会社東京証券取引所が定める基準等を参考にしております。

⑤ 役員報酬の内容

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

最近事業年度における役員報酬等は以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック・オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	30,504	30,504	—	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—	—
社外取締役	—	—	—	—	—	—
社外監査役	3,600	3,600	—	—	—	3

ロ. 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

役員報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

ハ. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

ニ. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社の役員報酬については、監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役のそれぞれに対し、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、取締役会規程に基づき、監査等委員でない取締役の報酬については取締役会、監査等委員である取締役の報酬については監査等委員会にて決定しております。

⑥ 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨定款に定めております。

⑦ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨および累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑧ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年10月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議要件について、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

⑩ 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であつた者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に發揮することを目的とするものであります。

⑪ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

⑫ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に迅速に対応し、柔軟かつ積極的な財務戦略を行うためであります。

⑬ 株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
該当事項はありません。

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
該当事項はありません。

ハ. 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額
並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額
該当事項はありません。

ニ. 投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額
該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
8,000	—	5,700	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査公認会計士等より提示される監査計画の内容をもとに、監査時間等の妥当性を勘案して協議し、監査等委員会の同意を得た上で決定することとしております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成27年5月1日から平成28年4月30日まで）及び当事業年度（平成28年5月1日から平成29年4月30日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成29年11月1日から平成30年1月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成29年5月1日から平成30年1月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 貢献度を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更について的確に対応できる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催する研修・セミナーに積極的に参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年4月30日)	当事業年度 (平成29年4月30日)
資産の部		
流动資産		
現金及び預金	261,989	204,767
売掛金	160,194	129,995
前払費用	5,093	6,708
その他	8,097	561
流动資産合計	<u>435,374</u>	<u>342,033</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	2,129	1,745
工具、器具及び備品（純額）	3,936	2,370
有形固定資産合計	<u>※ 6,066</u>	<u>※ 4,115</u>
無形固定資産		
ソフトウエア	1,451	593
無形固定資産合計	<u>1,451</u>	<u>593</u>
投資その他の資産		
長期前払費用	146	204
その他	21,262	16,867
投資その他の資産合計	<u>21,409</u>	<u>17,072</u>
固定資産合計	<u>28,927</u>	<u>21,781</u>
資産合計	<u>464,301</u>	<u>363,814</u>

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年4月30日)	当事業年度 (平成29年4月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	85,248	53,620
短期借入金	100,000	10,000
1年内返済予定の長期借入金	5,000	—
未払金	18,863	14,153
未払費用	19,382	15,458
未払法人税等	—	290
前受金	3,440	6,801
預り金	9,503	32,437
賞与引当金	798	—
その他	15,332	6,256
流動負債合計	257,568	139,018
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	100,000	150,000
固定負債合計	100,000	150,000
負債合計	357,568	289,018
純資産の部		
株主資本		
資本金	61,350	61,350
資本剰余金		
資本準備金	61,350	—
その他資本剰余金	—	61,350
資本剰余金合計	61,350	61,350
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△15,966	78,095
利益剰余金合計	△15,966	78,095
自己株式		
株主資本合計	—	△126,000
純資産合計	106,733	74,795
負債純資産合計	464,301	363,814

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(平成30年1月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	756,950
売掛金	166,870
仕掛品	14,071
その他	17,661
流動資産合計	<u>955,554</u>
固定資産	
有形固定資産	4,224
無形固定資産	323
投資その他の資産	25,226
固定資産合計	<u>29,775</u>
資産合計	<u>985,329</u>
負債の部	
流動負債	
買掛金	36,145
未払法人税等	105,251
前受金	21,462
賞与引当金	5,727
その他	51,404
流動負債合計	<u>219,991</u>
負債合計	<u>219,991</u>
純資産の部	
株主資本	
資本金	111,350
資本剰余金	405,172
利益剰余金	302,033
自己株式	△53,218
株主資本合計	<u>765,338</u>
純資産合計	<u>765,338</u>
負債純資産合計	<u>985,329</u>

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年5月1日 至 平成28年4月30日)	当事業年度 (自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日)
売上高	1,155,693	877,623
売上原価	1,029,825	685,637
売上総利益	125,868	191,986
販売費及び一般管理費	※1 148,817	※1 103,131
営業利益又は営業損失（△）	△22,949	88,854
営業外収益		
受取利息	43	3
出資分配金	—	3,040
助成金収入	500	2,500
その他	43	328
営業外収益合計	586	5,872
営業外費用		
支払利息	672	374
その他	1	—
営業外費用合計	673	374
経常利益又は経常損失（△）	△23,035	94,352
特別損失		
出資金評価損	4,099	—
減損損失	※2 26,748	—
特別損失合計	30,848	—
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	△53,884	94,352
法人税、住民税及び事業税	537	290
法人税等調整額	32,585	—
法人税等合計	33,123	290
当期純利益又は当期純損失（△）	△87,007	94,062

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成27年5月1日 至 平成28年4月30日)		当事業年度 (自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日)	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
I 労務費	※	270,101	26.4	191,835	28.0
II 経費		753,671	73.6	493,801	72.0
当期総製造費用		1,023,772	100.0	685,637	100.0
期首仕掛品たな卸高		6,052		—	
合計		1,029,825		685,637	
期末仕掛品たな卸高		—		—	
売上原価		1,029,825		685,637	

原価計算の方法

当社の原価計算は、実際個別原価計算であります。

(注) ※ 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成27年5月1日 至 平成28年4月30日)	当事業年度 (自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日)
課金決済手数料(千円)	269,568	187,430
支払手数料(千円)	207,259	97,020

【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

当第3四半期累計期間
 (自 平成29年5月1日
 至 平成30年1月31日)

売上高	871,896
売上原価	474,892
売上総利益	397,003
販売費及び一般管理費	91,766
営業利益	305,237
営業外収益	
出資分配金	743
その他	1
営業外収益合計	744
営業外費用	
支払利息	32
株式公開費用	2,000
営業外費用合計	2,032
経常利益	303,948
税引前四半期純利益	303,948
法人税、住民税及び事業税	97,366
法人税等調整額	△17,355
法人税等合計	80,010
四半期純利益	223,938

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年5月1日 至 平成28年4月30日）

(単位：千円)

資本金	株主資本					
	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	61,350	61,350	61,350	71,040	71,040	193,740
当期変動額						
当期純損失（△）				△87,007	△87,007	△87,007
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	△87,007	△87,007	△87,007
当期末残高	61,350	61,350	61,350	△15,966	△15,966	106,733

	純資産合計
当期首残高	193,740
当期変動額	
当期純損失（△）	△87,007
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—
当期変動額合計	△87,007
当期末残高	106,733

当事業年度（自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日）

(単位：千円)

資本金	株主資本							
	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	61,350	61,350	—	61,350	△15,966	△15,966	—	106,733
当期変動額								
当期純利益					94,062	94,062		94,062
自己株式の取得							△126,000	△126,000
減資		△61,350	61,350	—				—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	△61,350	61,350	—	94,062	94,062	△126,000	△31,937
当期末残高	61,350	—	61,350	61,350	78,095	78,095	△126,000	74,795

	純資産合計
当期首残高	106,733
当期変動額	
当期純利益	94,062
自己株式の取得	△126,000
減資	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—
当期変動額合計	△31,937
当期末残高	74,795

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 至 平成27年 5月 1日 平成28年 4月 30日)	当事業年度 (自 至 平成28年 5月 1日 平成29年 4月 30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	△53,884	94,352
減価償却費	26,362	4,144
敷金償却	742	724
減損損失	26,748	—
受取利息	△43	△3
助成金収入	△500	△2,500
出資分配金	—	△3,040
支払利息	672	374
出資金評価損	4,099	—
賞与引当金の増減額（△は減少）	798	△798
売上債権の増減額（△は増加）	△42,511	30,829
たな卸資産の増減額（△は増加）	6,052	—
前払費用の増減額（△は増加）	△2,152	△1,615
仕入債務の増減額（△は減少）	20,488	△31,628
未払金の増減額（△は減少）	2,349	△4,902
未払費用の増減額（△は減少）	△2,029	△3,924
預り金の増減額（△は減少）	4,100	22,934
前受金の増減額（△は減少）	△126,580	3,361
その他	94	△8,952
小計	△135,192	99,356
利息の受取額	43	3
助成金の受取額	500	2,500
出資分配金の受取額	—	2,858
利息の支払額	△672	△374
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	△3,638	6,907
営業活動によるキャッシュ・フロー	△138,959	111,250
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△3,004	△1,023
無形固定資産の取得による支出	△1,295	△120
敷金及び保証金の差入による支出	—	△300
敷金及び保証金の回収による収入	—	3,971
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,299	2,527
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	100,000	10,000
短期借入金の返済による支出	—	△100,000
長期借入金の返済による支出	△30,000	△5,000
転換社債型新株予約権付社債の発行による収入	100,000	50,000
自己株式の取得による支出	—	△126,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	170,000	△171,000
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	26,740	△57,221
現金及び現金同等物の期首残高	235,248	261,989
現金及び現金同等物の期末残高	※ 261,989	※ 204,767

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度（自 平成27年5月1日 至 平成28年4月30日）

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 3～10年

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当社では、当事業年度においては、過去の貸倒実績及び回収不能が見込まれる債権残高がないため、計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日）

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 3～10年

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当社では、当事業年度においては、過去の貸倒実績及び回収不能が見込まれる債権残高がないため、計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度（自 平成27年5月1日 至 平成28年4月30日）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる財務諸表に与える影響はありません。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる財務諸表に与える影響はありません。

当事業年度（自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日）

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度（自 平成27年5月1日 至 平成28年4月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日）

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成28年4月30日)	当事業年度 (平成29年4月30日)
建物	1,420千円	1,804千円
工具、器具及び備品	7,623千円	9,888千円

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度33%、当事業年度10%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度67%、当事業年度90%であります。
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年5月1日 至 平成28年4月30日)	当事業年度 (自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日)
役員報酬	35,760千円	34,104千円
給料及び手当	20,415千円	16,347千円
支払報酬	16,767千円	13,121千円
広告宣伝費	46,842千円	9,150千円
減価償却費	1,212千円	1,345千円
賞与引当金繰入額	159千円	359千円

※2 減損損失

前事業年度（自 平成27年5月1日 至 平成28年4月30日）

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額（千円）
東京都港区	アプリケーションソフトウェア	ソフトウェア	26,748

当社は、プロジェクトを基礎としてグルーピングを行っております。

アプリケーションソフトウェアについて、収益性が低下したことにより帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスのため使用価値をゼロとして評価しております。

当事業年度（自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日）

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成27年5月1日 至 平成28年4月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	3,200,000	—	—	3,200,000
合計	3,200,000	—	—	3,200,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権に関する事項

区分	内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）に付された新株予約権	普通株式	—	88,339	—	88,339	(注)
合計			—	88,339	—	88,339	—

(注) 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	3,200,000	—	—	3,200,000
合計	3,200,000	—	—	3,200,000
自己株式				
普通株式（注）	—	300,000	—	300,000
合計	—	300,000	—	300,000

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加300,000株は、臨時株主総会決議による自己株式の取得による増加300,000株であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）に付された新株予約権	普通株式	88,339	—	—	88,339	(注) 1
提出会社	第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）に付された新株予約権	普通株式	—	44,169	—	44,169	(注) 2
合計			88,339	44,169	—	132,508	—

(注) 1. 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

2. 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成27年5月1日 至 平成28年4月30日)	当事業年度 (自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日)
現金及び預金勘定	261,989千円	204,767千円
現金及び現金同等物	261,989千円	204,767千円

(金融商品関係)

前事業年度（自 平成27年5月1日 至 平成28年4月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金は自己資金及び借入金等で賄っており、一時的な余剰資金は短期的な預金等に限定して運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金および未払金は全て1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

借入金及び転換社債型新株予約権付社債は、主に運転資金に係る資金の調達を目的としたものです。このうち変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、昨今の金融市場の実態を踏まえ、借入期間内の当該リスクは限定的なものと認識しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

売掛金については、経理規程に基づき各プラットフォーム運営事業者により回収代行されるものについては各社ごとに、回収代行によらないものについては、顧客ごとに、経営企画部が期日管理および残高管理を行うことにより信用リスクを管理しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は借入金等について、固定金利での調達割合を高める管理方針をとっております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務及び借入金、転換社債型新株予約権付社債については、経営企画部が月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注）2. 参照）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	261,989	261,989	—
(2) 売掛金	160,194	160,194	—
資産計	422,183	422,183	—
(1) 買掛金	85,248	85,248	—
(2) 未払金	18,863	18,863	—
(3) 短期借入金	100,000	100,000	—
(4) 預り金	9,503	9,503	—
(5) 1年内返済予定の長期借入金	5,000	5,000	—
負債計	218,615	218,615	—

（注）1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 短期借入金、(4) 預り金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(5) 1年内返済予定の長期借入金

当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）	100,000

転換社債型新株予約権付社債については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表に含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	261,989	—	—	—
売掛金	160,194	—	—	—
合計	422,183	—	—	—

4. 借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	100,000	—	—	—	—	—
長期借入金	5,000	—	—	—	—	—
合計	105,000	—	—	—	—	—

当事業年度（自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金は自己資金及び借入金等で賄っており、一時的な余剰資金は短期的な預金等に限定して運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金および未払金は全て1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

借入金及び転換社債型新株予約権付社債は、主に運転資金に係る資金の調達を目的としたものです。このうち変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、昨今の金融市場の実態を踏まえ、借入期間内の当該リスクは限定的なものと認識しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

売掛金については、経理規程に基づき各プラットフォーム運営事業者により回収代行されるものについては各社ごとに、回収代行によらないものについては、顧客ごとに、経営企画部が期日管理および残高管理を行うことにより信用リスクを管理しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は借入金等について、固定金利での調達割合を高める管理方針をとっております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務及び借入金、転換社債型新株予約権付社債については、経営企画部が月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注）2. 参照）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	204,767	204,767	—
(2) 売掛金	129,995	129,995	—
資産計	334,763	334,763	—
(1) 買掛金	53,620	53,620	—
(2) 未払金	14,153	14,153	—
(3) 短期借入金	10,000	10,000	—
(4) 未払法人税等	290	290	—
(5) 預り金	32,437	32,437	—
負債計	110,502	110,502	—

（注）1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 短期借入金、(4) 未払法人税等、(5) 預り金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）	150,000

転換社債型新株予約権付社債については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表に含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	204,767	—	—	—
売掛金	129,995	—	—	—
合計	334,763	—	—	—

4. 短期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	10,000	—	—	—	—	—
合計	10,000	—	—	—	—	—

(ストック・オプション等関係)

前事業年度（自 平成27年5月1日 至 平成28年4月30日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	取締役 1名 従業員 53名	取締役 1名 従業員 20名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 255,900株	普通株式 35,300株
付与日	平成27年4月30日	平成28年4月26日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成29年5月1日から 平成37年4月25日まで	平成30年5月15日から 平成38年3月31日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成28年4月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	255,900	—
付与	—	35,300
失効	25,300	—
権利確定	—	—
未確定残	230,600	35,300
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利行使価格 (円)	557	563
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した時点において、当社株式は非上場であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、DCF (Discounted Cash Flow) 法により算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 一円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 一円

当事業年度（自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	取締役 1名 従業員 53名	取締役 1名 従業員 20名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 255,900株	普通株式 35,300株
付与日	平成27年4月30日	平成28年4月26日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成29年5月1日から 平成37年4月25日まで	平成30年5月15日から 平成38年3月31日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成29年4月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	230,600	35,300
付与	—	—
失効	31,700	2,300
権利確定	—	—
未確定残	198,900	33,000
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利行使価格 (円)	557	563
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した時点において、当社株式は非上場であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、DCF (Discounted Cash Flow) 法により算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 一円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 一円

(税効果会計関係)

前事業年度（自 平成27年5月1日 至 平成28年4月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成28年4月30日)
繰延税金資産	
繰越欠損金	18,158千円
減価償却超過額	18,743千円
前払費用	1,677千円
減損損失	9,118千円
その他	3,039千円
繰延税金資産小計	<u>50,736千円</u>
評価性引当額	<u>△50,736千円</u>
繰延税金資産計	<u>-千円</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳
税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.36%から平成28年5月1日以後に開始する事業年度及び平成29年5月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については34.81%に、平成30年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.88%となります。

これによる影響はありません。

当事業年度（自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成29年4月30日)
繰延税金資産	
繰越欠損金	4,013千円
減価償却超過額	6,237千円
その他	634千円
繰延税金資産小計	<u>10,885千円</u>
評価性引当額	<u>△10,885千円</u>
繰延税金資産計	<u>-千円</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	当事業年度 (平成29年4月30日)
法定実効税率	34.81%
（調整）	
住民税均等割等	0.31
評価性引当金の増減額	△34.85
その他	0.04
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>0.31</u>

(資産除去債務関係)

前事業年度（平成28年4月30日）

当社は、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復に関する債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の費用の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当事業年度（平成29年4月30日）

当社は、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復に関する債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の費用の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 平成27年5月1日 至 平成28年4月30日）

当社はAI関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日）

当社はAI関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成27年5月1日 至 平成28年4月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高
株式会社ディー・エヌ・エー	297,569
株式会社ポケモン	247,144
Google Inc.	225,219
Apple Inc.	166,610

(注) 当社は、AI関連事業の単一セグメントとしているため、セグメント名の記載を省略しております。

当事業年度（自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高
株式会社ポケモン	199,965
株式会社ディー・エヌ・エー	182,986
Google Inc.	182,338
Apple Inc.	144,961

(注) 当社は、AI関連事業の单一セグメントとしているため、セグメント名の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成27年5月1日 至 平成28年4月30日）

当社は、AI関連事業の单一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成27年5月1日 至 平成28年4月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成27年5月1日 至 平成28年4月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成27年5月1日 至 平成28年4月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

前事業年度（自 平成27年5月1日 至 平成28年4月30日）

	当事業年度 (自 平成27年5月1日 至 平成28年4月30日)
1株当たり純資産額	33.35円
1株当たり当期純損失金額(△)	△27.19円

(注) 1. 第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成27年5月1日 至 平成28年4月30日)
当期純損失金額(△)(千円)	△87,007
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純損失金額(△)(千円)	△87,007
普通株式の期中平均株式数(株)	3,200,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類（新株予約権の数265,900個）及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（券面総額100,000千円）。これらの詳細は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

当事業年度（自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日）

	当事業年度 (自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日)
1株当たり純資産額	25.79円
1株当たり当期純利益金額	29.44円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	28.51円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日)
(1) 1株当たり当期純利益金額	
当期純利益金額（千円）	94,062
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	94,062
普通株式の期中平均株式数（株）	3,195,068
(2) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	
当期純利益調整額（千円）	—
普通株式増加数（株）	104,070
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類（新株予約権の数231,900個）。これらの詳細は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度（自 平成27年5月1日 至 平成28年4月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日）

当社は、平成29年7月13日開催の取締役会決議及び平成29年8月8日開催の取締役会決議に基づき、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第4回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行いたしました。

その概要は以下のとおりであります。

第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成29年7月13日開催の取締役会決議）

1. 発行総額 : 216,604,776円
2. 発行価額 : 額面18,050,398円につき18,050,398円
3. 利率 : 利息は付さない。
4. 償還金額 : 額面18,050,398円につき18,050,398円
5. 償還期限 : 平成36年7月31日
6. 新株予約権に関する事項
 - (1) 新株予約権の目的となる株式の種類：当社普通株式
 - (2) 発行する新株予約権の総数：12個
 - (3) 転換価格：一株当たり2,452円
 - (4) 行使期間：平成29年9月1日から平成36年7月15日
7. 払込期日 : 平成29年7月31日
8. 担保 : なし
9. 資金の使途 : 運転資金

第4回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成29年8月8日開催の取締役会決議）

1. 発行総額 : 100,000,000円
2. 発行価額 : 額面100,000,000円につき100,000,000円
3. 利率 : 利息は付さない。
4. 償還金額 : 額面100,000,000円につき100,000,000円
5. 償還期限 : 平成36年7月31日
6. 新株予約権に関する事項
 - (1) 新株予約権の目的となる株式の種類：当社普通株式
 - (2) 発行する新株予約権の総数：1個
 - (3) 転換価格：一株当たり2,452円
 - (4) 行使期間：平成29年9月1日から平成36年7月15日
7. 払込期日 : 平成29年8月31日
8. 担保 : なし
9. 資金の使途 : 運転資金

(転換社債型新株予約権付社債に付されている新株予約権の権利行使)

当社が平成27年12月に発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債は、当事業年度終了後、平成29年10月31日に権利行使による新株への転換が行われました。その概要は次の通りであります。

(1) 転換社債型新株予約権付社債の減少額	100,000,000円
(2) 資本金の増加額	50,000,000円
(3) 資本準備金の増加額	50,000,000円
(4) 増加した株式の種類及び株数	普通株式 88,339株

当社が平成28年12月に発行した第2回無担保転換社債型新株予約権付社債、平成29年7月に発行した第3回無担保転換社債型新株予約権付社債、平成29年8月に発行した第4回無担保転換社債型新株予約権付社債は、当事業年度終了後、平成29年12月25日に権利行使による当社普通株式への転換が行われました。その概要は次の通りであります。なお、全て自己株式を処分することで充当しており、これによる資本金及び資本準備金の増加はありません。

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債

・転換社債型新株予約権付社債の減少額	50,000,000円
・充当した自己株式の種類	普通株式
・充当した自己株式の数	44,169株
・充当した自己株式総額	18,550,980円

第3回無担保転換社債型新株予約権付社債

・転換社債型新株予約権付社債の減少額	216,604,776円
・充当した自己株式の種類	普通株式
・充当した自己株式の数	88,338株
・充当した自己株式総額	37,101,960円

第4回無担保転換社債型新株予約権付社債

・転換社債型新株予約権付社債の減少額	100,000,000円
・充当した自己株式の種類	普通株式
・充当した自己株式の数	40,783株
・充当した自己株式総額	17,128,860円

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、重要性が乏しいため減価償却費の記載は省略しております。

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間（自 平成29年5月1日 至 平成30年1月31日）

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

当第3四半期累計期間において、転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の権利行使にともない、資本金が50,000千円、資本剰余金が343,822千円増加、自己株式が72,781千円減少しております。

この影響により、当第3四半期会計期間末において資本金が111,350千円、資本剰余金が405,172千円、自己株式が53,218千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間（自 平成29年5月1日 至 平成30年1月31日）

当社は、AI関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成29年5月1日 至 平成30年1月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	75.82円
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	223,938
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	223,938
普通株式の期中平均株式数(株)	2,953,625
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	71.90円
(算定上の基礎)	
四半期純利益調整額(千円)	—
普通株式増加数(株)	160,851
(うち転換社債型新株予約権付社債(株))	(160,851)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかつた潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高(千円)
有形固定資産							
建物	3,550	—	—	3,550	1,804	384	1,745
工具、器具及び備品	11,560	1,023	324	12,259	9,888	2,589	2,370
有形固定資産計	15,110	1,023	324	15,809	11,693	2,973	4,115
無形固定資産							
ソフトウエア	5,154	313	—	5,467	4,874	1,171	593
無形固定資産計	5,154	313	—	5,467	4,874	1,171	593

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）	平成27年12月28日	100,000	100,000	—	なし	平成34年12月27日
第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）	平成28年12月22日	—	50,000	—	なし	平成35年12月29日
合計	—	100,000	150,000	—	—	—

(注) 1 転換社債型新株予約権付社債の内容

銘柄	発行すべき株式の内容	新株予約権の発行価額	株式の発行価格(円)	発行価額の総額(千円)	新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額(千円)	新株予約権の付与割合(%)	新株予約権の行使期間
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）	普通株式	無償	1,132	100,000	—	100	平成28年1月11日から平成34年12月13日まで
第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）	普通株式	無償	1,132	50,000	—	100	平成29年1月4日から平成35年12月15日まで

2 決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内(千円)	1年超2年以内(千円)	2年超3年以内(千円)	3年超4年以内(千円)	4年超5年以内(千円)
—	—	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	100,000	10,000	0.78	—
1年以内に返済予定の長期借入金	5,000	—	0.85	—
合計	105,000	10,000	—	—

(注) 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	798	—	798	—	—

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の費用の負担に属する金額を費用に計上する方法を採用しているため、該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ) 現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	204,767
合計	204,767

ロ) 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社ポケモン	63,220
Apple Inc.	20,398
株式会社ディー・エヌ・エー	18,897
Google Inc.	12,037
ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社	3,970
その他	11,469
合計	129,995

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
160,194	865,904	896,103	129,995	87.3	61

(注) 当期発生高には、消費税等が含まれております。

② 流動負債

イ) 買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社KADOKAWA	13,233
株式会社ハイド	9,136
株式会社デジタルハーツ	6,799
株式会社ポケモン	4,712
個人	3,724
その他	16,013
合計	53,620

口) 預り金

相手先	金額(千円)
社会保険料	7,221
源泉所得税	24,674
その他	542
合計	32,437

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年5月1日から翌年4月30日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3か月以内
基準日	毎年4月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年10月31日 毎年4月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1.	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店（注）1.
買取手数料	無料（注）2.
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 公告掲載URL https://heroz.co.jp/ir/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成27年 10月31日	BIGLOBEファンド投資事業有限責任組合 無限責任組合員 BIGLOBEキャピタル株式会社 代表取締役 久保 真	東京都品川区東品川四丁目12番4号	特別利害関係者等（大株主上位10位）	ピッグローブ株式会社 代表取締役執行役員会長兼社長 中川 勝博	東京都品川区東品川四丁目12番4号	特別利害関係者等（大株主上位10位）	100,000	— (注) 4	移動前所有者の解散に伴う出資者への承継
平成29年 4月25日	ジャフコ・スパークV3共有投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ 代表取締役 豊貴 伸一	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	特別利害関係者等（大株主上位10位）	HEROZ株式会社 代表取締役 CEO 林 隆弘	東京都港区芝五丁目31番17号 PMO田町2F	提出会社	300,000	126,000,000 (420) (注) 5	所有者の事情による自己株式の取得
平成29年 10月31日	—	—	—	一二三インキュベートファンド有限責任事業組合 組合員 藤野 英人	東京都千代田区外神田二丁目19番12号	特別利害関係者等（大株主上位10位）	88,339	100,000,000 (1,132) (注) 6	新株予約権付社債に係る新株予約権の行使
平成29年 12月12日	一二三インキュベートファンド有限責任事業組合 組合員 藤野 英人	東京都千代田区外神田二丁目19番12号	特別利害関係者等（大株主上位10位）	藤野 英人	東京都中央区	特別利害関係者等（大株主上位10位）	44,170	— (注) 4	移動前所有者の解散に伴う出資者への承継
平成29年 12月12日	一二三インキュベートファンド有限責任事業組合 組合員 藤野 英人	東京都千代田区外神田二丁目19番12号	特別利害関係者等（大株主上位10位）	片山 晃	東京都千代田区	特別利害関係者等（大株主上位10位）	44,169	— (注) 4	移動前所有者の解散に伴う出資者への承継
平成29年 12月25日	HEROZ株式会社 代表取締役 CEO 林 隆弘	東京都港区芝五丁目31番17号 PMO田町2F	提出会社	株式会社バンダイナムコエンターテインメント 代表取締役 社長 大下 聰	東京都港区芝五丁目37番8号	特別利害関係者等（大株主上位10位） (注) 7	44,169	50,000,000 (1,132) (注) 6	新株予約権付社債に係る新株予約権の行使
平成29年 12月25日	HEROZ株式会社 代表取締役 CEO 林 隆弘	東京都港区芝五丁目31番17号 PMO田町2F	提出会社	株式会社ハーツュナイティッドグループ 代表取締役 社長CEO 玉塚 元一	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号 東京オペラシティビル32階	特別利害関係者等（大株主上位10位） (注) 7	44,169	108,302,388 (2,452) (注) 6	新株予約権付社債に係る新株予約権の行使

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成29年 12月25日	HEROZ 株式会社 代表取締役 CEO 林 隆弘	東京都港区 芝五丁目31 番17号 PMO 田町2F	提出会社	株式会社コー エーテクモゲ ームス 代表取締役 会長 襟川 陽一	神奈川県横 浜市港北区 箕輪町一丁 目18番12号	特別利害関係 者等（大株主 上位10位） (注) 7	44,169	108,302,388 (2,452) (注) 6	新株予約権 付社債に係 る新株予約 権の行使
平成29年 12月25日	HEROZ 株式会社 代表取締役 CEO 林 隆弘	東京都港区 芝五丁目31 番17号 PMO 田町2F	提出会社	株式会社竹中 工務店 取締役会長 竹中 統一	大阪市中央 区本町四丁 目1番13号	特別利害関係 者等（大株主 上位10位） (注) 7	40,783	100,000,000 (2,452) (注) 6	新株予約権 付社債に係 る新株予約 権の行使

(注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、当社の特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成27年5月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式または新株予約権の譲受けまたは譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。

2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称および当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社および幹事取引参加者の名称ならびに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
 - (1) 当社の特別利害関係者………役員、その配偶者および二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社ならびに関係会社およびその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社および資本的関係会社ならびにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）ならびにその役員、人的関係会社および資本的関係会社
4. 所有者の解散に伴い、出資者の持分応じた組合財産の承継であるため、移動価格はありません。
5. 移動価格は、DCF（Discounted Cash Flow）法により算出した価格を参考として、当事者間で協議の上決定した価格であります。
6. 移動価格は、新株予約権の行使条件による価格であります。
7. 当該移動により、特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付） ①	新株予約権①	転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付） ②	転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付） ③
発行年月日	平成27年12月28日	平成28年4月26日	平成28年12月22日	平成29年7月31日
種類	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）	第7回新株予約権（ストック・オプション）	第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）	第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）
発行数	普通株式 88,339株 (注) 5	普通株式 35,300株	普通株式 44,169株 (注) 5	普通株式 88,338株 (注) 5
発行価格	1株につき1,132円 (注) 4	1株につき563円 (注) 4	1株につき1,132円 (注) 4	1株につき2,452円 (注) 4
資本組入額	1株につき566円	1株につき282円	1株につき566円	1株につき1,226円
発行価額の総額	100,000,000円	19,873,900円	50,000,000円	216,604,776円
資本組入額の総額	50,000,000円	9,954,600円	25,000,000円	108,302,388円
発行方法	平成27年12月14日開催の取締役会および平成27年12月22日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく転換社債型新株予約権付社債の発行に関する決議を行っておりました。	平成28年4月25日開催の臨時株主総会および臨時取締役会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づく新株予約権付与に関する決議を行っております。	平成28年12月14日開催の取締役会および平成28年12月15日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく転換社債型新株予約権付社債の発行に関する決議を行っております。	平成29年7月13日開催の取締役会および平成29年7月24日開催の定期株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく転換社債型新株予約権付社債の発行に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—	(注) 3	(注) 3

項目	転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）④	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	平成29年8月31日	平成29年9月26日	平成29年10月24日
種類	第4回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）	第8回新株予約権（ストック・オプション）	第9回新株予約権（ストック・オプション）
発行数	普通株式 40,783株 (注) 5	普通株式 35,700株	普通株式 500株
発行価格	1株につき2,452円 (注) 4	1株につき570円 (注) 4	1株につき570円 (注) 4
資本組入額	1株につき1,226円	1株につき285円	1株につき285円
発行価額の総額	100,000,000円	20,349,000円	285,000円
資本組入額の総額	50,000,000円	10,174,500円	142,500円
発行方法	平成29年8月8日開催の取締役会および平成29年8月28日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく転換社債型新株予約権付社債の発行に関する決議を行っております。	平成29年9月25日開催の臨時株主総会および取締役会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づく新株予約権付与に関する決議を行っております。	平成29年10月23日開催の臨時株主総会および取締役会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づく新株予約権付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 3	(注) 2	(注) 2

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則等ならびにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員または従業員等に報酬として新株予約権の割当を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた役員または従業員等との間で、書面により報酬として割り当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時および同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他の同取引所が必要と定める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第257条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権（会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第259条に規定する新株予約権を除きます。）の割当（募集新株予約権の割当と同様の効果を有すると認められる自己新株予約権（同施行規則第259条に規定する新株予約権を除きます。）の割当を含みます。以下同じ。）を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により募集新株予約権（行使等により取得する株式等を含みます。）の継続所有、譲渡時および同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告ならびに当該書面および報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理または受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成29年4月30日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当を受けた当社の役員または従業員等との間で、報酬として割当を受けた新株予約権を、原則として、割当を受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。

3. 同取引所の定める同施行規則第257条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当を受けた者との間で、割当を受けた新株予約権を、原則として、割当を受けた日から上場日以後6ヶ月を経過する日（当該日において割当日以後1年間を経過していない場合には、割当日以後1年間を経過する日）まで所有する等旨の確約を行っております。
4. 新株予約権に関する株式の発行価格は、DCF (Discounted Cash Flow) 法により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
5. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数は、行使する本新株予約権に係る本社債額面金額の総額を転換価額（ただし、これが調整される場合には、かかる調整後の金額。）で除して得られる整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときは、当該端数は切り捨てることとし、現金による調整は行わない。
6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件および譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の払込金額	1株につき563円	1株につき570円	1株につき570円
行使期間	平成30年5月15日から 平成38年3月31日まで	平成31年9月27日から 平成39年9月20日まで	平成31年10月25日から 平成39年9月20日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
譲渡に関する事項	同上	同上	同上

7. 転換社債型新株予約権付社債について、その利率、当該新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりであります。なお、本社債にかかる新株予約権は、平成29年12月25日付で、全て行使されております。

	転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付） ①	転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付） ②	転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付） ③	転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付） ④
利率	—	—	—	—
行使時の払込金額	1株につき1,132円	1株につき1,132円	1株につき2,452円	1株につき2,452円
行使期間	平成28年1月11日から 平成34年12月13日まで	平成29年1月4日から 平成35年12月15日まで	平成29年9月1日から 平成36年7月15日まで	平成29年9月1日から 平成36年7月15日まで
行使の条件	本新株予約権の一部を行使することはできない。	本新株予約権の一部を行使することはできない。	本新株予約権の一部を行使することはできない。	本新株予約権の一部を行使することはできない。
譲渡に関する事項	会社法第254条第2項及び第3項の定めにより、社債又は新株予約権の一方のみを譲渡することはできない。	会社法第254条第2項及び第3項の定めにより、社債又は新株予約権の一方のみを譲渡することはできない。	会社法第254条第2項及び第3項の定めにより、社債又は新株予約権の一方のみを譲渡することはできない。	会社法第254条第2項及び第3項の定めにより、社債又は新株予約権の一方のみを譲渡することはできない。

2 【取得者の概況】

転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業 および事業の 内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社 との関係
一二三インキュベートファンド有限責任事業組合 組合員 藤野 英人	東京都千代田区外神田二 丁目19番12号	投資業	88,339	100,000,000 (1,132)	—

新株予約権①の付与（ストックオプション）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業 および事業の 内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社 との関係
山本 一成	東京都練馬区	会社員	8,000	4,504,000 (563)	当社従業員
井口 圭一	東京都足立区	会社員	6,000	3,378,000 (563)	当社従業員
浅原 大輔	東京都港区	会社役員	6,000	3,378,000 (563)	特別利害関係者等 (当社取締役)
平岡 拓也	東京都港区	会社員	4,000	2,252,000 (563)	当社従業員
今井 達也	東京都大田区	会社員	2,000	1,126,000 (563)	当社従業員
伊藤 久史	東京都港区	会社員	2,000	1,126,000 (563)	当社従業員
石川 明洋	東京都港区	会社員	500	281,500 (563)	当社従業員
岩元 智春	東京都港区	会社員	500	281,500 (563)	当社従業員
窪田 慶恵奈	東京都港区	会社員	400	225,200 (563)	当社従業員
鈴木 義規	神奈川県海老名市	会社員	300	168,900 (563)	当社従業員
石井 直樹	東京都八王子市	会社員	200	112,600 (563)	当社従業員
及川 亮太郎	千葉県柏市	会社員	100	56,300 (563)	当社従業員
安藤 周作	東京都北区	会社員	100	56,300 (563)	当社従業員

(注) 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業 および事業の 内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社 との関係
株式会社バンダイナムコ エンターテインメント 代表取締役社長 大下 聰 資本金 100億円	東京都港区芝五丁目37番 8号	情報・通信業	44,169	50,000,000 (1,132)	当社業務提携先

転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）③

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業 および事業の 内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社 との関係
株式会社ハーツユナイテッドグループ 代表取締役社長CEO 玉塚 元一 資本金 3億68万円	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号 東京オペラシティビル32階	情報・通信業	44,169	108,302,388 (2,452)	当社業務提携先
株式会社コーエーテクモ ゲームス 代表取締役会長 襟川 陽一 資本金 90億9,081万円	神奈川県横浜市港北区箕輪町一丁目18番12号	情報・通信業	44,169	108,302,388 (2,452)	当社業務提携先

転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）④

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業 および事業の 内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社 との関係
株式会社竹中工務店 代表取締役会長 竹中 統一 資本金 500億円	大阪市中央区本町四丁目1番13号	建設業	40,783	100,000,000 (2,452)	当社業務提携先

新株予約権②の付与（ストックオプション）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業 および事業の 内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社 との関係
井口 圭一	東京都足立区	会社員	10,000	5,700,000 (570)	当社従業員
山本 一成	東京都文京区	会社員	8,000	4,560,000 (570)	当社従業員
伊藤 久史	東京都港区	会社員	4,000	2,280,000 (570)	当社従業員
浅原 大輔	東京都港区	会社役員	2,000	1,140,000 (570)	特別利害関係者等 (当社取締役)
今井 達也	東京都大田区	会社員	2,000	1,140,000 (570)	当社従業員
大井 恵介	神奈川県横浜市港南区	会社員	900	513,000 (570)	当社従業員
及川 亮太郎	千葉県柏市	会社員	900	513,000 (570)	当社従業員
安藤 周作	東京都港区	会社員	900	513,000 (570)	当社従業員
田島 龍二	東京都中野区	会社員	800	456,000 (570)	当社従業員
坂井 靖弘	東京都江戸川区	会社員	800	456,000 (570)	当社従業員
石井 直樹	東京都八王子市	会社員	800	456,000 (570)	当社従業員
鈴木 義規	神奈川県海老名市	会社員	700	399,000 (570)	当社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業 および事業の 内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社 との関係
岩元 智春	東京都港区	会社員	500	285,000 (570)	当社従業員
多田 勇	東京都港区	会社員	500	285,000 (570)	当社従業員
荒木 伸夫	東京都港区	会社員	500	285,000 (570)	当社従業員
棚橋 誠	東京都品川区	会社員	500	285,000 (570)	当社従業員
栗田 萌	東京都港区	会社員	500	285,000 (570)	当社従業員
尾原 秀登	東京都目黒区	会社員	500	285,000 (570)	当社従業員
茂田 由香里	神奈川県横浜市神奈川区	会社員	200	114,000 (570)	当社従業員
奥寺 悠介	東京都葛飾区	会社員	200	114,000 (570)	当社従業員
澤田 真人	東京都杉並区	会社員	200	114,000 (570)	当社従業員
片桐 百合子	神奈川県川崎市高津区	会社員	100	57,000 (570)	当社従業員

(注) 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権③の付与（ストックオプション）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業 および事業の 内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社 との関係
大渡 勝己	東京都杉並区	会社員	500	285,000 (570)	当社従業員

3 【取得者の株式等の移動状況】

「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」に記載のとおりであります。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所 有株数の割合(%)
林 隆弘（注）2. 3.	東京都港区	1,250,000	35.19
高橋 知裕（注）2. 3.	東京都港区	1,250,000	35.19
M I C アジアテクノロジー投資事業 有限責任組合（注）3.	東京都港区赤坂一丁目11番28号	300,000	8.44
H E R O Z 株式会社（注）4	東京都港区芝五丁目31番17号 PMO 田町2F	126,710	3.57
ビッグローブ株式会社（注）3.	東京都品川区東品川四丁目12番4号	100,000	2.81
浅原 大輔（注）5.	東京都港区	72,000 (72,000)	2.03 (2.03)
井口 圭一（注）6.	東京都足立区	48,000 (48,000)	1.35 (1.35)
藤野 英人（注）3.	東京都中央区	44,170	1.24
片山 晃（注）3.	東京都千代田区	44,169	1.24
株式会社バンダイナムコエンターテ インメント（注）3.	東京都港区芝五丁目37番8号	44,169	1.24
株式会社コーワーテクモゲームス （注）3.	神奈川県横浜市港北区箕輪町一丁目 18番12号	44,169	1.24
株式会社ハーツユナイテッドグル ープ（注）3.	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号 東京オペラシティビル32階	44,169	1.24
株式会社竹中工務店（注）3.	大阪市中央区本町四丁目1番13号	40,783	1.15
池田 立野（注）6.	東京都港区	32,000 (32,000)	0.90 (0.90)
山本 一成（注）6.	東京都文京区	24,000 (24,000)	0.68 (0.68)
岩下 直人（注）6.	埼玉県草加市	16,000 (16,000)	0.45 (0.45)
川嶋 直樹（注）6.	東京都葛飾区	16,000 (16,000)	0.45 (0.45)
近村 学（注）6.	千葉県千葉市中央区	8,000 (8,000)	0.23 (0.23)
清田 英寿（注）6.	東京都港区	8,000 (8,000)	0.23 (0.23)
平岡 拓也（注）6.	東京都目黒区	8,000 (8,000)	0.23 (0.23)
伊藤 久史（注）6.	東京都港区	8,000 (8,000)	0.23 (0.23)
一丸 貴則（注）6.	東京都港区	4,000 (4,000)	0.11 (0.11)
今井 達也（注）6.	東京都大田区	4,000 (4,000)	0.11 (0.11)
二神 権一（注）6.	神奈川県川崎市中原区	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
鈴木 義規（注）6.	神奈川県海老名市	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
石川 明洋（注）6.	東京都港区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株数の割合（%）
岩元 智春（注）6.	東京都港区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
田島 龍二（注）6.	東京都港区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
坂井 靖弘（注）6.	東京都江戸川区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
石井 直樹（注）6.	東京都八王子市	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
大井 恵介（注）6.	神奈川県横浜市港南区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
及川 亮太郎（注）6.	千葉県柏市	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
安藤 周作（注）6.	東京都港区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
窪田 慶恵奈（注）6.	東京都港区	500 (500)	0.01 (0.01)
多田 勇（注）6.	東京都港区	500 (500)	0.01 (0.01)
荒木 伸夫（注）6.	東京都港区	500 (500)	0.01 (0.01)
棚橋 誠（注）6.	東京都品川区	500 (500)	0.01 (0.01)
栗田 萌（注）6.	東京都港区	500 (500)	0.01 (0.01)
尾原 秀登（注）6.	東京都目黒区	500 (500)	0.01 (0.01)
大渡 勝己（注）6.	東京都杉並区	500 (500)	0.01 (0.01)
茂田 由香里（注）6.	神奈川県横浜市神奈川区	200 (200)	0.01 (0.01)
奥寺 悠介（注）6.	東京都葛飾区	200 (200)	0.01 (0.01)
澤田 真人（注）6.	東京都杉並区	200 (200)	0.01 (0.01)
片桐 百合子（注）6.	神奈川県川崎市高津区	100 (100)	0.00 (0.00)
計	—	3,552,539 (264,200)	100.00 (7.44)

(注) 1. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 特別利害関係者等（当社の代表取締役）

3. 特別利害関係者等（大株主上位10名）

4. 当社の自己株式

5. 特別利害関係者等（当社の取締役）

6. 当社の従業員

7. () 内の数字は、新株予約権による潜在株式数およびその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

平成30年3月2日

H E R O Z 株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 遠藤 康彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山本 恭仁子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているH E R O Z 株式会社の平成27年5月1日から平成28年4月30日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、H E R O Z 株式会社の平成28年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年3月2日

H E R O Z 株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 遠藤 康彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山本 恭仁子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているH E R O Z 株式会社の平成28年5月1日から平成29年4月30日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、H E R O Z 株式会社の平成29年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年3月2日

H E R O Z 株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 遠藤 康彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山本 恭仁子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているH E R O Z 株式会社の平成29年5月1日から平成30年4月30日までの第10期事業年度の第3四半期会計期間（平成29年11月1日から平成30年1月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成29年5月1日から平成30年1月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、H E R O Z 株式会社の平成30年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

HEROZ

JAPAN

